

# JBIC CHINA REPORT

# 中国レポート

1号

2022年度

コラム1

## 新型コロナウイルスによる中国 ロックダウンの影響を検証する

名古屋外国語大学 教授 / 日立総合計画研究所 リサーチフェロー

真家 陽一

コラム2

## 香港法における 不可抗力条項について

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

村尾 龍雄

中国における市場主体  
登記制度の構築

新公布法令・改正法令情報

### 3 コラム1 新型コロナによる 中国ロックダウンの影響を検証する

名古屋外国語大学 教授/日立総合計画研究所 リサーチフェロー

真家 陽一

### 15 コラム2 香港法における 不可抗力条項について ～その日本法及び中国法との比較における特殊性の認識のために～

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

村尾 龍雄

### 24 中国における外国企業の投資関連制度情報 中国における 市場主体登記制度の構築

### 29 新公布法令情報・解説 主な新公布法令

#### 《今号の表紙：重慶市モノレール3号線》

JBICは、2009年2月、重慶モノレール3号線の第1期工事の支援を目的に、中国政府との間で約228億円を限度とする事業開発等金融の貸付契約を締結。日系企業のオフィスが多い地域を含めた移動の利便性向上及びCO<sub>2</sub>等の排出削減による環境改善に貢献。

## コラム1 新型コロナによる中国ロック ダウンの影響を検証する



真家 陽一

名古屋外国語大学 外国語学部 中国語学科 教授  
日立総合計画研究所 リサーチフェロー

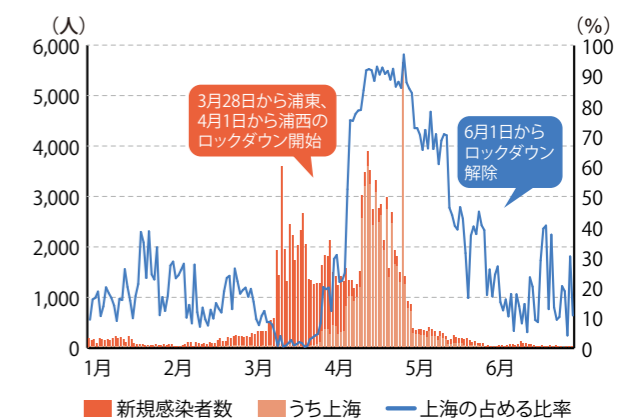
1985年、青山学院大学経営学部卒業。2001年、日本貿易振興会（ジェトロ、現・日本貿易振興機構）入会。海外調査部中国北アジア課長、北京事務所次長等を経て、2016年9月より現職。2017年11月より日立総合計画研究所リサーチフェローも兼職。

### I はじめに

中国の新型コロナ政策は「ウイズコロナ」ではなく「動態（ダイナミック）ゼロコロナ」（以下「ゼロコロナ」）であり、部分的なミニクラスターであっても、強い防疫措置で移動が制限される。中国はゼロコロナ政策により、感染拡大をある程度抑制してきたが、感染力の強いオミクロン株の流入などを背景に、2022年3月頃から吉林省長春市を中心に感染が再拡大し、同市がロックダウンとなった。

次いで、3月下旬からは上海で感染が拡大し、3月28日から浦東、4月1日からは浦西がロックダウンとなり、人口2,489万人（2021年末）を抱える中国最大の商業都市の経済が麻痺状態に陥るといふ異例の事態となった。ロックダウンは5月31日まで約2ヵ月間に及び、この間4月13日から5月1日までの約3週間は中国の新型コロナ新規感染者に占める上海市の比率が8割を超える状況が続いた（図表1）。

図表1) 中国における新型コロナ感染者数の推移



(注) 無症状感染者は含まず

(出所) 国家卫生健康委員会の公表資料を基に作成

本稿はこうした状況の下、ゼロコロナ政策の推進に伴うロックダウンなどが及ぼした経済面への影響をマクロ・ミクロの両面から分析する。その上で、中国の政策対応を検証することで、中国における新型コロナの感染拡大に伴う影響を包括的に考察していくことを目的とする。

### II ゼロコロナ政策がマクロ 経済に及ぼした影響

ゼロコロナ政策は一時的とはいえ、コストと経済に与えるインパクトが大きく、とりわけ中国の経済成長の牽引役である消費については、政策の影響

図表2) 中国の主要マクロ経済統計

項目		2019年	2020年	2021年	2年平均 2019年比	2022年 第1四半期	2022年 第2四半期	2022年 上半期	2022年の 目標
GDP	実質GDP成長率	6.0%	2.2%	8.1%	5.1%	4.8%	0.4%	2.5%	5.5%前後
	第1次産業	3.1%	3.0%	7.1%	n.a.	6.0%	4.4%	5.0%	目標設定なし
	第2次産業	4.9%	2.6%	8.2%	n.a.	5.8%	0.9%	3.2%	
	第3次産業	7.2%	2.1%	8.2%	n.a.	4.0%	-0.4%	1.8%	
工業生産	工業生産増加額	5.7%	2.8%	9.6%	6.1%	6.5%	n.a.	3.4%	
投資	固定資産投資 (農家を含まず)	5.4%	2.9%	4.9%	3.9%	9.3%	n.a.	6.1%	目標設定なし
	製造業	3.1%	-2.2%	13.5%	n.a.	15.6%	n.a.	10.4%	
	インフラ	3.8%	0.9%	0.4%	n.a.	8.5%	n.a.	7.1%	
	不動産開発	10.0%	7.0%	4.4%	n.a.	0.7%	n.a.	-5.4%	
消費	社会消費品小売総額	8.0%	-3.9%	12.5%	3.9%	3.3%	n.a.	-0.7%	安定・質的向上を 図り国際収支を 基本的に均衡
	ネット小売額	19.5%	14.8%	12.0%	n.a.	8.8%	n.a.	5.6%	
貿易	貿易総額(ドルベース)	-1.0%	1.5%	30.0%	n.a.	13.0%	n.a.	10.3%	安定・質的向上を 図り国際収支を 基本的に均衡
	輸出	0.5%	3.6%	29.9%	n.a.	15.8%	n.a.	14.2%	
物価	輸入	-2.7%	-1.1%	30.1%	n.a.	9.6%	n.a.	5.7%	3.0%前後
	消費者物価指数 (CPI)	2.9%	2.5%	0.9%	n.a.	1.1%	n.a.	1.7%	
	生産者物価指数 (PPI)	-0.3%	-1.8%	8.1%	n.a.	8.7%	n.a.	7.7%	目標設定なし

(出所) 国家統計局および海関総署の公表資料を基に作成

を最も受けやすい。まず、ゼロコロナ政策の推進に伴うロックダウンがマクロ経済に及ぼした影響を分析してみよう。

## 1. 国内総生産 (GDP)

国家統計局の7月15日の発表によると、2022年上半期(1~6月)の実質GDP成長率は前年同期比2.5%増となり、通年の目標である5.5%増前後を下回った。四半期別に見ると、第1四半期(1~3月)が4.8%増だったのに対し、第2四半期(4~6月)は0.4%増と顕著に落ち込んでおり、ゼロコロナ政策の推進に伴うロックダウンの影響がいかに大きかったかがわかる(図表2)。

実際、国家統計局は「今年に入ってから、国際環境はより複雑で厳しくなり、国内の感染症が多発的に発散し、悪影響が明らかに増大し、経済発展は極めて尋常ではなくなり、予想を上回る突発的な要因が深刻な衝撃をもたらした」との見解を示している<sup>[1]</sup>。

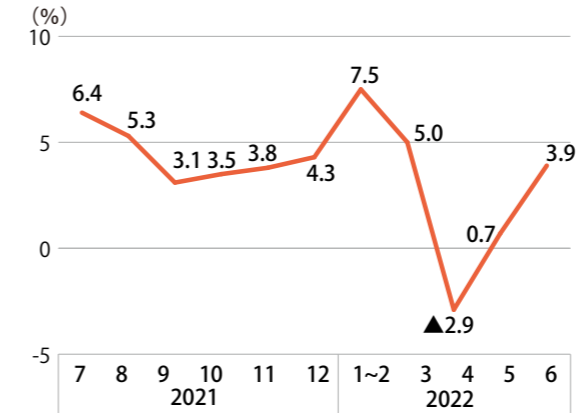
産業別では、工場の生産停止などの影響を受けた第2次産業および飲食などのサービス消費が落ち込んだ第3次産業が第2四半期にそれぞれ0.9%増、0.4%増と大きく減速した。地域別に見ると、上海市(13.7%減)、吉林省(4.5%減)、北京市(2.9%減)、海南省(2.5%減)、江蘇省(1.1%減)の5省・直轄市が第2四半期にマイナス成長を余儀なくされた。

以下、国家統計局および海関総署が公表した統計データを基に、ゼロコロナ政策の推進に伴うロックダウン等の措置がマクロ経済面に及ぼした影響を、工業生産、投資、消費、貿易、物価に分けて、それぞれ分析する。

## 2. 工業生産

工業生産増加額は2022年1~2月に前年同期比7.5%増と回復傾向にあったが、3月は5.0%増に減速、4月は2.9%減と前年割れとなった。5月は増加に転じたものの、伸び率は0.7%増と微増にとどまった。6月はロックダウンが解除されたこともあり、3.9%増に回復した(図表3)。

図表3) 工業生産増加額の伸び率の推移



(出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

企業形態別に見ると、外資企業(香港・マカオ・台湾企業を含む)の落ち込みが顕著になっており、3月に1.1%減と減少に転じた後、4月は16.1%減と大きく減少、5月も5.4%減となり、6月は3.6%増に回復したものの、上半期は2.1%減と前年同期を下回った。

図表4) 企業形態・部門別工業生産の伸び率の推移(2022年)

項目	1~2月	3月	4月	5月	6月	1~6月	
工業生産増加額	7.5	5.0	▲2.9	0.7	3.9	3.4	
企業形態別	国有企業	5.9	3.3	▲2.9	0.7	3.1	2.7
	民営企業	8.7	6.0	▲1.1	1.1	3.0	4.0
	外資企業 (香港・マカオ・台湾企業を含む)	4.2	▲1.1	▲16.1	▲5.4	3.6	▲2.1
三大部門別	採鉱業	9.8	12.2	9.5	7.0	8.7	9.5
	製造業	7.3	4.4	▲4.6	0.1	3.4	2.8
	うちハイ テク製造業	14.4	13.8	4.0	4.3	8.4	9.6
	電気・ガス・水道	6.8	4.6	1.5	0.2	3.3	3.9

(出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

図表5) 主要製品の生産量の推移(2022年)

品目	単位	1~2月		3月		4月		5月		6月		1~6月	
		数量	伸び率	数量	伸び率	数量	伸び率	数量	伸び率	数量	伸び率	数量	伸び率
エチレン	万トン	487	3.9	237	▲4.9	218	▲1.3	244	2.9	240	▲1.3	1,439	1.4
化学繊維	万トン	1,015	3.0	635	5.8	540	▲7.6	567	▲3.5	598	1.4	3,367	0.5
セメント	万トン	19,933	▲17.8	18,655	▲5.6	19,471	▲18.9	20,280	▲17.0	19,558	▲12.9	97,682	▲15.0
鉄鋼	万トン	13,213	▲10.8	7,160	▲6.2	7,678	0.0	8,049	2.0	7,688	0.5	43,893	▲4.7
粗鋼	万トン	15,796	▲10.0	8,830	▲6.4	9,278	▲5.2	9,661	▲3.5	9,073	▲3.3	52,688	▲6.5
鋼材	万トン	19,671	▲6.0	11,689	▲3.2	11,483	▲5.8	12,261	▲2.3	11,842	▲2.3	66,714	▲4.6
自動車	万台	427	11.1	239	▲4.9	128	▲43.5	199	▲4.8	258	26.8	1,248	▲2.1
発電設備	万kW	3,278	9.2	1,517	19.5	919	▲15.7	1,486	15.1	1,668	17.7	7,682	9.4
携帯電話機	万台	21,271	▲3.5	14,384	2.8	12,693	▲1.6	12,666	▲4.6	13,612	▲6.3	74,369	▲2.7
集積回路	億個	573	▲1.2	285	▲5.1	259	▲12.1	275	▲10.4	288	▲10.4	1,661	▲6.3
原炭	万トン	68,660	10.3	39,579	14.8	36,280	10.7	36,783	10.3	37,931	15.3	219,351	11.0
原油	万トン	3,347	4.6	1,771	3.9	1,700	4.0	1,757	3.6	1,719	3.6	10,288	4.0
天然ガス	億m <sup>3</sup>	372	6.7	197	6.3	177	4.7	177	4.9	173	0.4	1,096	4.9
発電量	億kWh	13,141	4.0	6,702	0.2	6,086	▲4.3	6,410	▲3.3	7,090	1.5	39,631	0.7

(出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

三大部門別に見ると、製造業が4月に4.6%減とマイナスとなり、5月は0.1%増と微増にとどまったが、6月は3.4%増に上昇した(図表4)。

主要製品の生産量の推移を見ると、「自動車」の落ち込みが目立っており、4月は43.5%減と大幅に減少した。5月は4.8%減と減少幅は縮小し、6月は26.8%増に急回復したものの、上半期は2.1%減となった(図表5)。

また、「セメント」「粗鋼」「鋼材」が年初から前年割れの状態が続いており、上半期の伸び率はそれぞれ、15.0%減、6.5%減、4.6%減となった。国家統計局の付凌暉報道官は「一部の伝統的な業界の投資の伸びが鈍化しており、関連製品の生産も限定的になっている」と指摘している<sup>[2]</sup>。

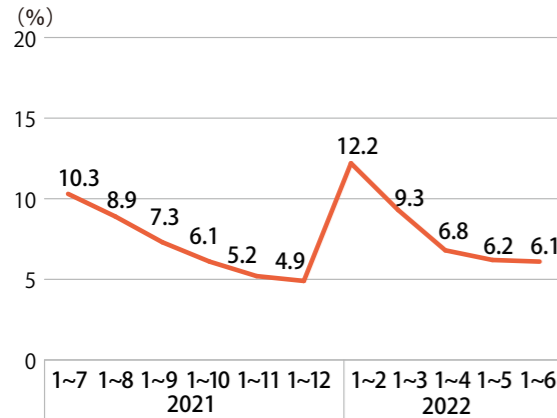
なお、工業生産の減速を背景に、発電量は4月に4.3%減とマイナスになり、5月も3.3%減となったが、6月は1.5%増とプラスに転じた。

## 3. 投資

固定資産投資(農家を含まず)は1~2月に前年同期比12.2%増と高い伸びを示した後、1~3月が9.3%増、1~4月が6.8%増、1~5月が6.2%増、1~6月が6.1%増と減速基調で推移している(図表6)。

産業別では、第2次産業に比較して、新型コロナ感染拡大の影響を受けた小売業や飲食業などが含まれる第3次産業の減速が大きい。また、企業形態別では、内資企業や香港・マカオ・台湾企業が増加を維持しているのに対して、外資企業は3月以降、伸び率が急速に低下、1~5月は2.2%減と減少に転じ、1~6月も2.9%減と、投資の減速傾向が鮮明になっている(図表7)。

図表6) 固定資産投資(農家を含まず)の推移



(出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

図表7) 固定資産投資の産業・業界・企業形態別の推移(2022年)

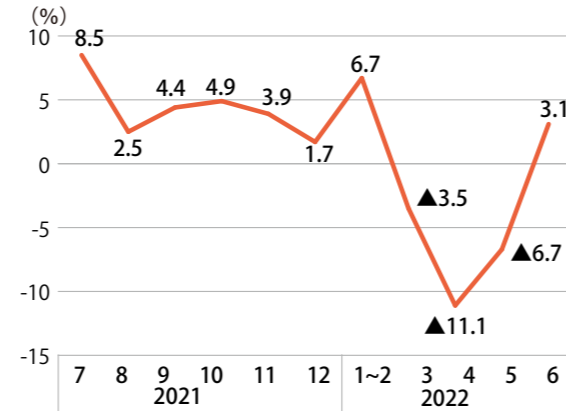
項目	1~2月	1~3月	1~4月	1~5月	1~6月
固定資産投資	12.2	9.3	6.8	6.2	6.1
産業別					
第1次産業	8.8	6.8	5.8	5.8	4.0
第2次産業	19.6	16.1	12.6	11.0	10.9
第3次産業	9.5	6.4	4.3	4.1	4.0
インフラ(電気、ガス、水道を含まず)	8.1	8.5	6.5	6.7	7.1
企業形態別					
内資企業	12.3	9.3	6.9	6.3	6.2
香港・マカオ・台湾企業	8.3	9.0	7.5	7.8	6.3
外資企業	13.3	5.5	0.4	▲2.2	▲2.9

(出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

## 4. 消費

新型コロナの感染拡大に伴い、上海市を中心に行動が厳しく制限されたことなどから、社会消費品小売総額は3月に前年同月比3.5%減とマイナスに転じ、4月に11.1%減と大きく落ち込んだ後、5月は6.7%減と若干回復したものの、3カ月連続で前年同月割れとなった。6月はロックダウンが解除されたこともあって、3.1%増と増加に転じている(図表8)。

図表8) 社会消費品小売総額の推移



(出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

ロックダウンの影響が大きかった3~5月の社会消費品小売総額を消費類型別にみると、飲食が16.4%減、22.7%減、21.1%減と2桁の減少で推移したのに対し、商品は2.1%減、9.7%減、5.0%減と1桁の減少にとどまっており、飲食の落ち込みが相対的に大きかった(図表9)。

商品の中では、消費額が最も大きい「自動車」が4月に31.6%減と3割を超える落ち込みとなった。「アパレル」「家電」「日用品」も3カ月連続で減少が続いた。

他方、原油価格の高騰に伴い、ガソリンとディーゼル油の小売価格が昨年末以降6月15日までに11回引き上げられたことを受けて、「石油製品」が高い伸びを示した。また、生活関連品目では、「食品」「医薬品」が増加を維持した。

## 5. 貿易

2022年1月に輸出が前年同月比24.1%増、輸入が20.4%増と高い伸びを示した後、貿易は減速基調で推移しており、4月には輸出が3.9%増に低下、輸入は0.1%減と減少に転じた(図表10)。その後、輸出は5月が16.9%増、6月が17.9%増と回復しつつあるものの、内需の落ち込みの影響もあり、輸入はそれぞれ4.1%増、1.0%増にとどまっている。

上海市は港湾別コンテナ取扱個数ランキングが

図表9) 消費類型別社会消費品小売総額の推移(2022年)

(単位) 億元、%

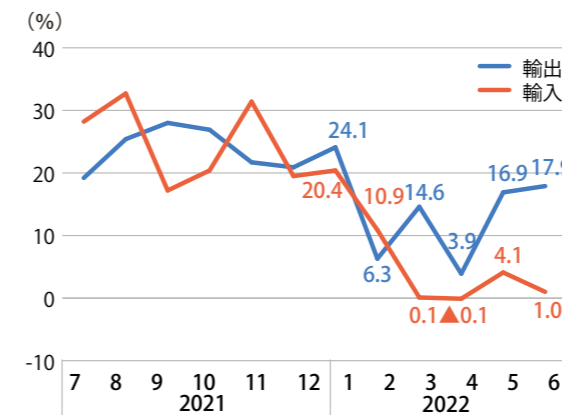
項目	1~2月		3月		4月		5月		6月		1~6月	
	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
社会消費品小売総額	74,426	6.7	34,233	▲3.5	29,483	▲11.1	33,547	▲6.7	38,742	3.1	210,432	▲0.7
飲食	7,718	8.9	2,935	▲16.4	2,609	▲22.7	3,012	▲21.1	3,766	▲4.0	20,040	▲7.7
うち限度額以上の企業の小売額	1,720	10.1	728	▲15.6	653	▲24.0	786	▲20.8	945	▲2.2	4,879	▲7.8
商品	66,708	6.5	31,298	▲2.1	26,874	▲9.7	30,535	▲5.0	34,977	3.9	190,392	0.1
うち限度額以上の企業の小売額	25,510	9.1	12,903	▲0.4	10,359	▲13.3	11,927	▲5.3	15,596	8.8	76,352	1.4
自動車	7,121	3.9	3,673	▲7.5	2,567	▲31.6	3,186	▲16.0	4,551	13.9	21,181	▲5.7
石油製品	3,474	25.6	1,937	10.5	1,740	4.7	1,918	8.3	2,115	14.7	11,129	14.2
食品	3,103	7.9	1,477	12.5	1,357	10.0	1,464	12.3	1,580	9.0	9,032	9.9
アパレル	2,382	4.8	960	▲12.7	791	▲22.8	958	▲16.2	1,198	1.2	6,282	▲6.5
家電	1,321	12.7	752	▲4.3	594	▲8.1	678	▲10.6	1,155	3.2	4,466	0.4
日用品	1,236	10.7	605	▲0.8	495	▲10.2	562	▲6.7	740	4.3	3,658	1.3
医薬品	942	7.5	552	11.9	505	7.9	523	10.8	576	11.9	3,111	9.7
通信機器	1,097	4.8	486	3.1	347	▲21.8	394	▲7.7	724	6.6	3,038	▲0.6

(出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

世界第1位(2020年)、空港別貨物取扱量ランキングが世界第3位(2021年)となっており、ロックダウンに伴う物流の停滞は貿易にも相応の影響を与えたことが推察される。

上半期(1~6月)の貿易を国・地域別に見ると、第1位はASEANで前年同期比11.5%増の4,585億ドル、第2位はEUで8.4%増の4,206億ドル、第3位は米国で12.7%増の3,839億ドル(輸出は15.8%増の2,927億ドルで第1位)となり、この3カ国・地域の貿易額が3,000億ドルを超えた(図表11)。

図表10) 中国の輸出入の伸び率の推移



(出所) 海関総署の公表資料を基に作成

図表11) 中国の国・地域別貿易動向(2022年上半期)

(単位) 100万ドル、%

国・地域	金額			伸び率			シェア		
	輸出入	輸出	輸入	輸出入	輸出	輸入	輸出入	輸出	輸入
ASEAN	458,545	263,236	195,309	11.5	16.6	5.3	14.9	15.2	14.5
EU	420,603	277,228	143,375	8.4	19.1	▲7.6	13.7	16.0	10.6
米国	383,931	292,651	91,280	12.7	15.8	3.6	12.5	16.9	6.8
韓国	184,246	81,333	102,913	9.4	18.3	3.3	6.0	4.7	7.6
日本	177,138	83,546	93,592	▲2.1	4.4	▲7.3	5.8	4.8	6.9
台湾	165,236	42,720	122,516	9.5	16.4	7.3	5.4	2.5	9.1
香港	146,321	143,094	3,227	▲9.4	▲8.6	▲32.6	4.8	8.3	0.2
オーストラリア	106,468	36,086	70,381	▲3.1	21.8	▲12.3	3.5	2.1	5.2
ブラジル	82,269	28,955	53,314	9.0	24.4	2.2	2.7	1.7	4.0
ロシア	80,675	29,550	51,125	27.2	2.1	48.2	2.6	1.7	3.8
総額	3,079,125	1,732,280	1,346,845	10.3	14.2	5.7	100.0	100.0	100.0

(出所) 海関総署の公表資料を基に作成

品目別に見ると、輸出は「家電製品」が数量で7.7%減の17億1,199万台、金額が7.2%減の441億2,186万ドルと、いずれも減少した(図表12)。輸入は資源・食糧価格の高騰を受けて、「原油」「天然ガス」「大豆」が数量では3.1%減、10.0%減、5.4%減と減少したものの、金額では54.0%増、51.4%増、18.4%増と大幅に増加した(図表13)。

図表12) 中国の品目別輸出動向(2022年上半期)

(単位) 100万ドル、%

品目名	単位	1~6月		伸び率	
		数量	金額	数量	金額
自動データ処理機器	n.a.	-	119,746	-	4.6
アパレル類	n.a.	-	80,171	-	12.0
集積回路	億個	1,410	77,617	▲6.8	17.2
繊維製品	n.a.	-	76,319	-	11.3
携帯電話	万台	40,572	67,539	▲10.9	4.1
プラスチック製品	n.a.	-	52,442	-	16.0
鋼材	万トン	3,346	48,112	▲10.5	30.6
家電製品	万台	171,199	44,122	▲7.7	▲7.2
自動車部品	n.a.	-	38,759	-	7.5
家具	n.a.	-	35,249	-	1.2

(出所) 海関総署の公表資料を基に作成

図表13) 中国の品目別輸入動向(2022年上半期)

(単位) 100万ドル、%

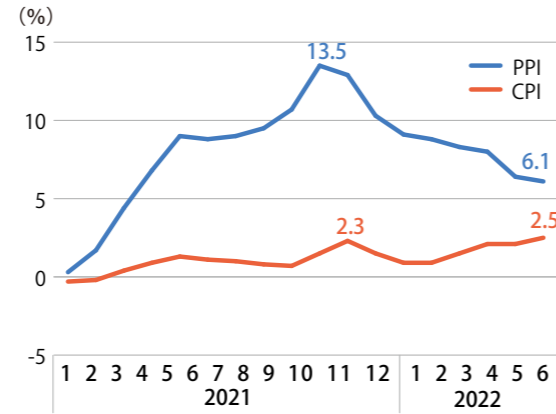
品目名	単位	1~6月		伸び率	
		数量	金額	数量	金額
集積回路	億個	2,797	210,185	▲10.4	6.4
原油	万トン	25,252	181,047	▲3.1	54.0
鉄鉱石	万トン	53,575	68,359	▲4.4	▲30.0
天然ガス	万トン	5,357	31,667	▲10.0	51.4
銅鉱石	万トン	1,248	31,352	8.6	13.6
自動データ処理機器	n.a.	-	30,340	-	▲1.1
大豆	万トン	4,628	30,068	▲5.4	18.4
鋼材	万トン	294	29,796	5.3	17.1
一次成形プラスチック	万トン	1,506	29,417	▲13.0	▲1.3
自動車	万台	45	28,394	▲16.7	▲1.2

(出所) 海関総署の公表資料を基に作成

## 6. 物価

6月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比2.5%上昇、上昇幅は前月比で0.4ポイント拡大した。CPIは緩やかな上昇基調で推移しているが、比較的落ち着いた動きを示している。生産者物価指数(PPI)は6.1%上昇となり、上昇幅は前月から0.3ポイント縮小し、8カ月連続の低下となった(図表14)。

図表14) 中国のCPIとPPIの推移



(出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

## Ⅲ ゼロコロナ政策がマイクロ経済に及ぼした影響

ここまで主要経済統計を基に中国のマクロ経済動向を分析してきた。2022年1~2月期は好調なスタートを切ったかに見えたが、感染力の強いオミクロン株の流入などを背景に、3月頃から感染が再拡大し、特に3月下旬から上海で約2カ月間に及ぶロックダウンが実施されたことで、4月の経済は大きく落ち込み、5月以降は回復の兆しが見えつつあるものの、限定的な状況にとどまっていることがうかがわれる。

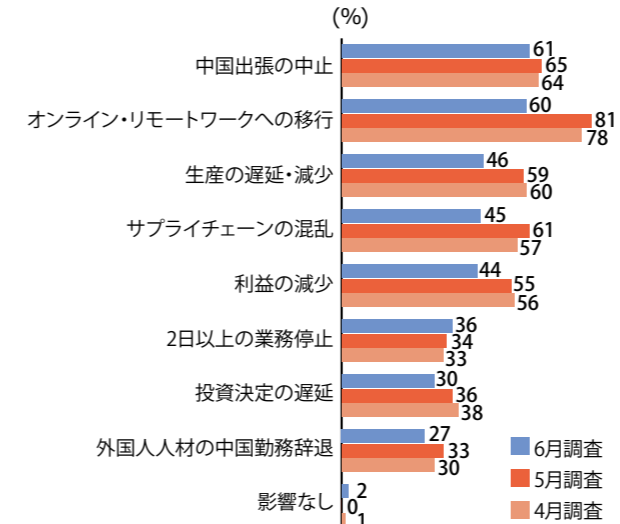
それでは、新型コロナの感染再拡大やそれに伴う大規模なロックダウンは企業経営にどのような影響を及ぼしたのであろうか。日米欧の在中国経済団体(中国米商會<sup>[3]</sup>および上海米商會<sup>[4]</sup>、中国EU商會<sup>[5]</sup>、上海日本商工クラブ<sup>[6]</sup>)が会員企業を対象に実施したアンケート調査の結果を基に、マイクロ経済に及ぼした影響を分析してみよう。

各団体の質問項目や調査時期が異なることから比較は困難なもの、ここでは、①具体的な事業、②サプライチェーン、③生産、④物流、⑤操業再開、⑥収益見通し、⑦今後の方向性の7点に関して、関連する回答結果から進出外資系企業に及ぼした影響を検証する。

## 1. 具体的な事業

まず、ロックダウンが企業経営に及ぼした具体的な事業への影響について、中国米商會の調査結果を基に概観すると、6月調査では61%が「中国出張の中止」、60%が「オンライン・リモートワークへの移行」を余儀なくされたと回答しており、この2つが6割を超えた。これらに次ぐのが「生産の遅延・減少」(46%)、「サプライチェーンの混乱」(45%)、「利益の減少」(44%)となっている。4~5月調査に比べると回答率はいずれも低下したものの、ロックダウンはさまざまな業務に影響を及ぼしたことがわかる(図表15)。

図表15) 具体的な事業への影響(米国企業)

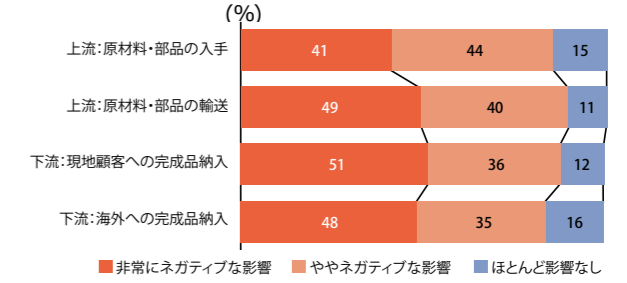


(出所) 中国米商會「新型コロナのビジネスへの影響に関する緊急調査」2022年6月

## 2. サプライチェーン

具体的な事業への影響として指摘されているサプライチェーンにはどのような影響が及んでいたのでしょうか。中国EU商會の調査によると、上流は「原材料・部品の入手」および「原材料・部品の輸送」、下流は「現地顧客への完成品納入」「海外への完成品納入」においてネガティブな影響を受けたとの回答がいずれも8割を超えている(図表16)。

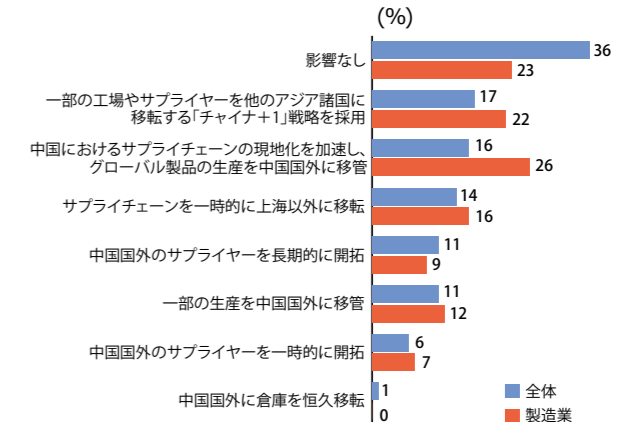
図表16) サプライチェーンへの影響(欧州企業)



(出所) 中国EU商會「新型コロナとウクライナ戦争: 欧州の対中ビジネスへの影響」2022年5月

また、上海米商會の調査によれば、サプライチェーン戦略への影響として、製造業では「中国におけるサプライチェーンの現地化を加速し、グローバル製品の生産を中国国外に移管」(26%)、「一部の工場やサプライヤーを他のアジア諸国に移転する『チャイナ+1』戦略を採用」(22%)といった方針を示す回答があった(図表17)。

図表17) サプライチェーン戦略への影響(米国企業)

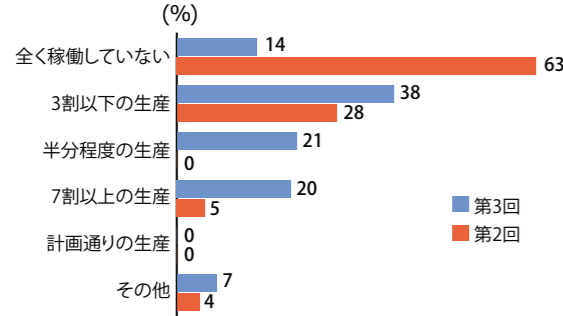


(出所) 上海米商會「新型コロナ影響調査」2022年6月

## 3. 生産

上海日本商工クラブの調査によれば、工場の稼働状況について、第2回調査(4月27~30日)では「全く稼働していない」との回答が63%に達していたが、第3回調査(5月27~31日)では14%に低下する一方、「半分程度の生産」との回答が0%から21%、「7割以上の生産」との回答が5%から20%に上昇しており、改善傾向が見られている(図表18)。

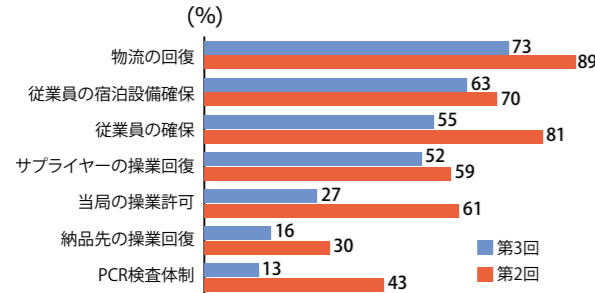
図表18) 工場の稼働状況 (日本企業)



(出所) 上海日本商工クラブ「上海市封鎖管理による事業への影響等に関する実態把握」2022年6月

操業回復の課題としては、「物流の回復」「従業員の宿泊設備確保」「従業員の確保」を挙げる企業が多いが、いずれも第2回調査と比較して第3回調査では回答率が低下しており、課題についても改善傾向がうかがわれる(図表19)。

図表19) 操業回復の課題 (日本企業)



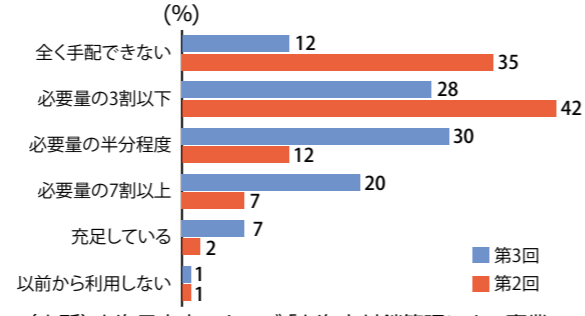
(出所) 上海日本商工クラブ「上海市封鎖管理による事業への影響等に関する実態把握」2022年6月

## 4. 物流

上海日本商工クラブの調査によれば、国内物流については、第2回調査では「全く手配できない」との回答が「上海と市外」で35%、「上海市内」で56%に達するなど、非常に厳しい状況にあったが、第3回調査ではそれぞれ12%、16%に低下している(図表20~21)。

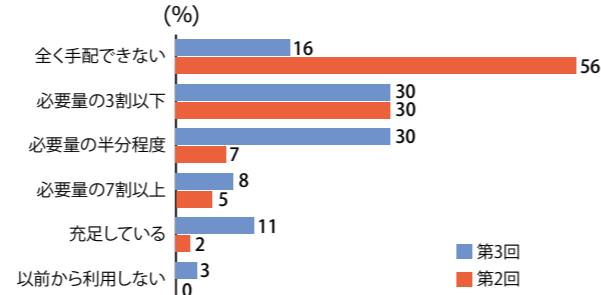
他方、「必要量の7割以上」との回答は、「上海と市外」では7%から20%に上昇したが、「上海市内」は5%から8%への上昇にとどまっており、相対的に上海市内については回復の遅れが見られる。

図表20) 国内物流 (上海と市外)



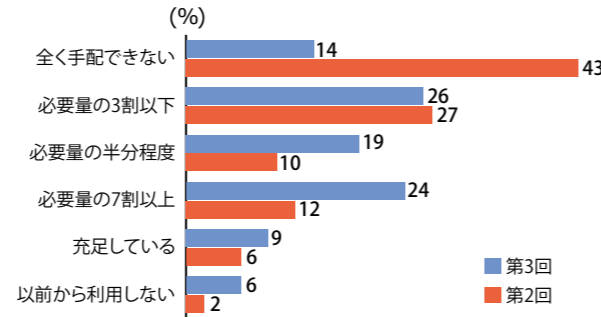
(出所) 上海日本商工クラブ「上海市封鎖管理による事業への影響等に関する実態把握」2022年6月

図表21) 国内物流 (上海市内)



(出所) 上海日本商工クラブ「上海市封鎖管理による事業への影響等に関する実態把握」2022年6月

図表22) 国際物流



(出所) 上海日本商工クラブ「上海市封鎖管理による事業への影響等に関する実態把握」2022年6月

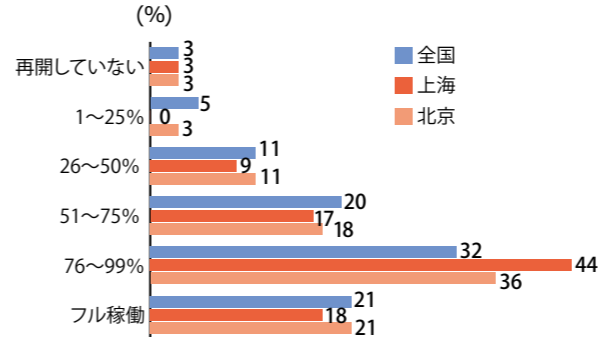
国際物流についても、第2回調査では「全く手配できない」との回答が43%に達していたが、第3回調査では14%に低下しており、国内物流と同様に改善が見られている(図表22)。

とはいえ第3回調査でも「必要量の7割以上」との回答は24%と低位にとどまっている。実際、筆者が6月中旬、現地にヒアリングしたところ、物流は完全に回復しておらず、操業再開におけるボトルネックになっているとのことであった。

## 5. 操業再開

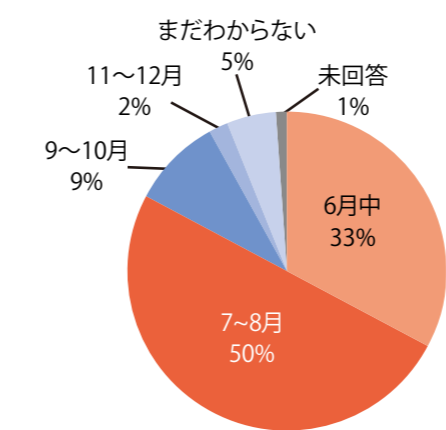
中国米国商会の調査によれば、ロックダウン解除後の6月時点で、「フル稼働」は21%にとどまっているが、「76~99%」との回答も32%あり、操業再開についても一定の改善が見られている(図表23)。

図表23) 操業の再開状況 (米国企業)



(出所) 中国米国商会「新型コロナのビジネスへの影響に関する緊急調査」2022年6月

図表24) 封鎖前と同様の生産・業務が可能と思われる時期 (日本企業)



(出所) 上海日本商工クラブ「上海市封鎖管理による事業への影響等に関する実態把握」2022年6月

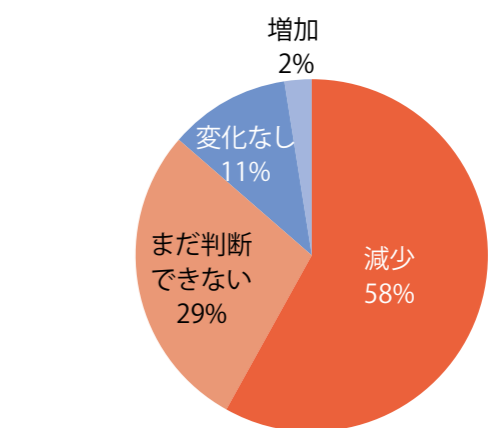
上海日本商工クラブの調査によれば、封鎖前と同様の生産・業務が可能と思われる時期は「6月中」が33%と3分の1を占めた。また、「7~8月」が50%となっており、6~8月の3カ月間に8割超の企業が封鎖前の状況に戻ることが期待される(図表24)。

なお、筆者が6月中旬、現地にヒアリングしたところ、工場の操業はかなり正常化してきているとのことであった。

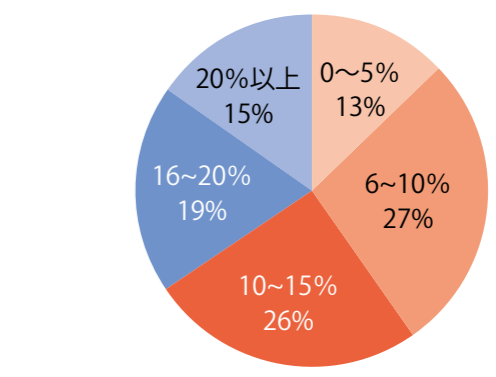
## 6. 収益見通し

上海ロックダウンの影響を受けて多くの企業は収益の減少を余儀なくされている。中国EU商会の調査では、58%と6割弱が収益見通しを「減少」、29%と約3割が「まだ判断できない」と回答している(図表25)。減少幅については「6~10%」が27%、「10~15%」が26%を占めている(図表26)。

図表25) 2022年の収益見通し



図表26) 収益の減少幅



(出所) 中国EU商会「新型コロナとウクライナ戦争: 欧州の対中ビジネスへの影響」2022年5月

## 7. 今後の方向性

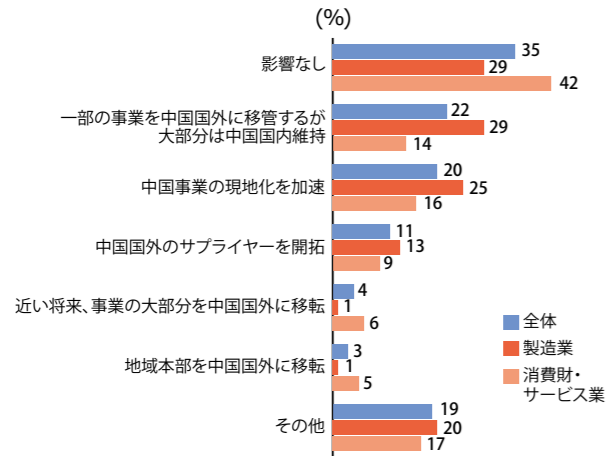
上海のロックダウンは企業経営にもさまざまな影響を及ぼしているが、かかる状況を踏まえ、各社は中国ビジネスをどのように考えているのであろうか。アンケート調査の結果から今後の方向性を検証してみよう。

上海米国商会の調査によれば、中国事業戦略への影響については、「影響なし」との回答が35%と

3分の1強を占めた(図表27)。業種別に見ると、製造業が29%にとどまるのに対し、中国内需向けのビジネスが多い消費財・サービス業は42%に達している。

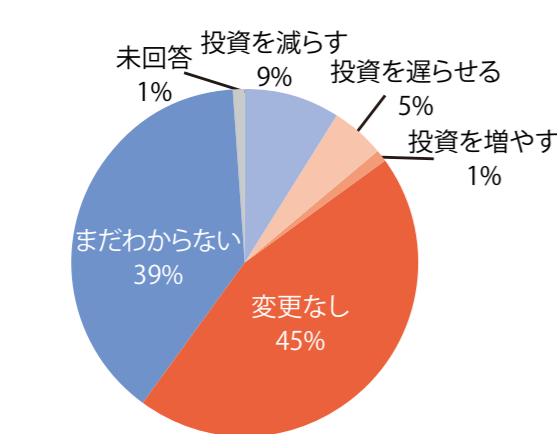
製造業では「一部の事業を中国国外に移管するが大部分は中国国内維持」(29%)、「中国事業の現地化を加速」(25%)など、中国事業を継続する方針を示しており、移転・撤退等の回答はごく一部にとどまっている。

図表27) 中国事業戦略への影響(米国企業)



(出所) 上海米商会「新型コロナ影響調査」2022年6月

図表28) 中国への投資スタンス(日本企業)



(出所) 上海日本商工クラブ「上海市封鎖管理による事業への影響等に関する実態把握」2022年6月

上海日本商工クラブの調査によれば、中国への投資スタンスについて、「変更なし」が45%、「まだわからない」が39%となっている。他方、「投資を減らす」「投資を遅らせる」との回答はそれぞれ9%、

5%と限定的だった。ただし、「投資を増やす」との回答も1%にとどまっており、多くの企業は様子見の状況にあるといえよう(図表28)。

## IV 新型コロナに対する中国の政策対応

上海市での大規模なロックダウンが中国のマクロ・ミクロ経済に多大な影響を及ぼしてきたことを確認してきた。それでは、ゼロコロナ政策の堅持という制約がある中、中国政府はどのような対応策を講じようとしているのであろうか。国務院は5月31日、新型コロナの感染拡大が落ち着き、6月1日から上海でのロックダウンが解除されることを見据え、「経済安定化のための包括的政策措置」を公表した(図表29)<sup>[7]</sup>。

政策措置は6分野(①財政、②金融、③投資安定・消費促進、④食糧・エネルギー安全保障、⑤産業チェーン・サプライチェーンの安定保障、⑥基本民生保障)33項目で構成され、「各地区・各部門は党中央と国務院の各決定の貫徹・実行に力を入れ、第2四半期の経済を確実に安定させ、下半期の発展に向けて良好な基礎をつくることに努力し、経済を合理的範囲内に維持し、実際の行動で党の第20回代表大会の成功裏の開催を迎えなければならない」と指摘している。

政策措置の公表前の5月25日、国務院は全国から10万人の地方政府幹部を動員し、全国経済安定化オンライン会議を開催。李克強総理は「4月以来、雇用、工業生産、電力使用、貨物輸送などの指標が著しく低迷しており、その影響は2020年の新型コロナによる深刻な打撃時より大きい」と危機感を露わにした。その上で李総理は「現在は通年の経済動向を決定する重要な節目だ。経済を正常な軌道に戻すよう努力し、経済の合理的成長と失業率の迅速な低下を実現しなければならない」と強調した<sup>[8]</sup>。

図表29) 経済安定化のための包括的政策措置の構成

1	財政政策	(1)	未控除増徴税還付政策の一層の強化
		(2)	財政支出進度の加速
		(3)	地方政府专项債の発行・使用の加速および支援範囲の拡大
		(4)	政府性融資保証政策等の適切な活用
		(5)	政府調達による中小企業支援の強化
		(6)	社会保険料猶予政策の拡大実施
		(7)	雇用安定化のための支援強化
2	金融政策	(1)	中小・零細企業や個人事業主、トラック運転手向け融資、感染症の影響を受けた個人の住宅・消費者ローンなどに対する元利返済猶予の奨励
		(2)	小規模零細企業向け包摂融資支援の強化
		(3)	実質貸出金利の着実な低下の継続推進
		(4)	資本市場の資金調達効率の向上
		(5)	インフラ建設と重要プロジェクトに対する金融機関の支援強化
3	投資安定・消費促進政策	(1)	論証が熟した水利工事プロジェクトの加速
		(2)	交通インフラ投資の加速
		(3)	地域の実情に応じた都市地下総合管路建設の推進
		(4)	民間投資の安定・拡大
		(5)	プラットフォーム経済の規範的で健全な発展の促進
		(6)	自動車・家電など耐久消費財消費の着実な増加
4	食糧・エネルギー安全保障政策	(1)	食糧所得保障等の政策整備
		(2)	安全・クリーン・高効率利用を前提とした石炭良質生産能力の秩序立てた発揮
		(3)	エネルギープロジェクトの迅速な推進
		(4)	石炭備蓄能力・レベルの向上
		(5)	原油等のエネルギー資源備蓄能力の強化
5	産業チェーン・サプライチェーンの安定保障政策	(1)	市場主体の水・電力・ネット等のコスト低減
		(2)	市場主体の段階的賃料減免の推進
		(3)	民間航空など感染症の影響が大きな業界の企業に対する救済・支援の強化
		(4)	企業の操業再開・フル稼働政策の最適化
		(5)	円滑な交通物流確保のための政策整備
		(6)	物流ハブ・物流企業に対する支援の包括的強化
		(7)	重大外資プロジェクトへの積極的な外商投資誘致の加速
6	基本民生保障政策	(1)	公的住宅積立金の段階的支援政策の実施
		(2)	農業移転人口と農村労働力の雇用・起業支援政策の整備
		(3)	社会民生支援保障措置の整備

(出所) 国務院「経済安定化のための包括的政策措置」(2022年5月)

## V 本稿のまとめ

中国はゼロコロナ政策により、新型コロナの感染拡大をある程度抑制してきたが、感染力の強いオミクロン株の流入などを背景に感染が再拡大し、3月下旬から上海市で約2ヵ月間に及ぶ大規模なロックダウンが実施されたことで、4月の経済は大きく落ち込んだ。5月以降は回復の兆しがうかがえるものの、2022年上半年の実質GDP成長率は前年同期比2.5%増と通年の目標である5.5%増前後を下回る

結果となった。また、現在も新型コロナの感染拡大が完全に抑制されたわけではなく、依然として予断を許さない状況が続いている。

上海市でのロックダウンの影響を受け、多くの企業は収益の減少を余儀なくされている。また、オンライン・リモートワークへの移行、中国出張の中止、サプライチェーンの混乱など、企業経営にもさまざまな影響が及んでいるが、4月に比較すれば、5月以降は生産、物流などで改善傾向が見られている。

ただし、今後の投資計画について、投資を増やすところはほとんどなく、多くの企業は様子見の状況にある。とはいえ、大半の企業は中国事業を継続する方針を示しており、移転・撤退等は一部にとどまっている。

中国政府は5月31日に公表した「経済安定化のための包括的政策措置」を推進し、当面は落ち込んだ

経済の立て直しを図っていくものと見られるが、このままでは目標が達成できないという異例の事態になりかねない。下半期に5年に1度の中国共産党全国代表大会を控える中、ゼロコロナ政策の緩和があるのか、追加の景気対策が打ち出されるのか、といった点が注目されるところである。

(2022年7月15日記)

- 【1】 国家統計局ウェブサイト ([http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202207/t20220715\\_1886417.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202207/t20220715_1886417.html))
- 【2】 国家統計局ウェブサイト ([http://www.stats.gov.cn/tjsj/sjjd/202207/t20220715\\_1886475.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/sjjd/202207/t20220715_1886475.html))
- 【3】 6月22日～24日、新型コロナ規制が米国ビジネス界に与える影響について、会員企業を対象とした「新型コロナのビジネスへの影響に関する緊急調査」を実施。102社から回答を得た。報告書は中国米商会のウェブサイト (<https://www.amchamchina.org/wp-content/uploads/2022/06/AmCham-China-Flash-Survey-Results-of-COVID-19-Business-Impact-June-2022-0629.pdf>) からダウンロード可能。
- 【4】 6月7日～9日、上海におけるロックダウンの影響を評価するため、会員企業を対象とした「新型コロナ影響調査」を実施。133社（製造業69社、消費財・サービス業64社）の会員企業から回答を得た。報告書は上海米商会のウェブサイト (<https://www.amcham-shanghai.org/en/article/amcham-shanghai-june-covid-impact-survey>) からダウンロード可能。
- 【5】 4月21～27日、ウクライナ戦争と中国の新型コロナ政策によって会員企業が直面している課題を把握するため、会員企業を対象とした「新型コロナとウクライナ戦争：欧州の対中ビジネスへの影響」調査を実施した。報告書は中国EU商会のウェブサイト ([https://european-chamber.oss-cn-beijing.aliyuncs.com/upload/documents/documents/Flash\\_Survey\\_COVID\\_19\\_and\\_the\\_War\\_in\\_Ukraine\\_The\\_impact\\_on\\_European\\_business\\_in\\_China\\_FINAL\[973\].pdf](https://european-chamber.oss-cn-beijing.aliyuncs.com/upload/documents/documents/Flash_Survey_COVID_19_and_the_War_in_Ukraine_The_impact_on_European_business_in_China_FINAL[973].pdf)) からダウンロード可能。
- 【6】 5月27～31日、地域・業種ごとの状況や今後の見通しなどを把握し、事業環境改善活動に役立てるため、会員企業を対象に「上海市封鎖管理による事業への影響等に関する実態把握」調査を実施。129社から回答を得た。報告書は上海日本商工クラブのウェブサイト (<https://www.jpcc-sh.org/news/article/newsid/3401>) からダウンロード可能。
- 【7】 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト ([http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-05/31/content\\_5693159.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-05/31/content_5693159.htm))
- 【8】 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト ([http://www.gov.cn/premier/2022-05/25/content\\_5692298.htm](http://www.gov.cn/premier/2022-05/25/content_5692298.htm))

## コラム2 香港法における 不可抗力条項について

～その日本法及び中国法との比較における特殊性の認識のために～



### 村尾 龍雄

キャストグローバルグループ 代表／弁護士・税理士・香港ソリシター  
1990年京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市都市計画局法務担当を経て95年弁護士登録。14の異なる専門家集団キャストグローバルグループCEOであり、香港ソリシター、税理士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士でもある。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。

### I はじめに

2020年初頭から現在に至るまで世界で猛威を振るったコロナ禍は、日本でも中国でも、メーカーが売買契約や請負契約の相手方（買主、発注者）に対して契約どおりに製品を引き渡すことができない事態を多数生じた。しかし、こうした場合にも、メーカーは不可抗力の抗弁を主張し、結果として契約違反の責任（債務不履行責任）を負う事態を免れた。

中国法との関係でいえば、改革開放（1978年12月）までピュアな社会主義体制が堅持され、私有財産の範囲が極端に制限された中国において、民事上の権利義務関係を規律した初めての法律である「民法通則」（1986年4月12日公布、1987年1月1日施行。2021年1月1日に「民法典」施行に伴い廃止）第107条で「不可抗力により契約を履行することができず、又は他人に損失をもたらした場合には、民事責任を負わない。ただし、法律に別段の定めがある場合を除く。」という明文が設けられた。

その後に登場した「契約法」（1999年3月15日公布、同年10月1日施行。2021年1月1日に「民法典」施行に伴い廃止）第117条でも次のような条文が設けられた。

不可抗力により契約を履行することができない場合には、不可抗力の影響に基づき、責任の一部又は全部を免除する。ただし、法律に別段の定めがある場合を除く。当事者が履行を遅延した後に不可抗力が発生した場合には、責任を免除することができない。

この法律において「不可抗力」とは、予見することができず、回避することができず、かつ、克服することができない客観的事由をいう。

コロナ禍が「予見することができず、回避することができず、かつ、克服することができない客観的事由」に該当することは自明であり、「不可抗力により契約を履行することができない場合」に該当するから、「法律に別段の定めがある場合を除く」いて、「不可抗力の影響に基づき、責任の一部又は全部を免除する」のが当然である、というのがメーカーの言い分であり、それは製品引渡しの遅延により被害を受けた買主、発注者により受諾された。

しかし、中国法、そして中国法のような明文こそないものの、同様に解される日本法との比較において、同じ中国の一部である香港特別行政区（以下「香港」）の法律ではその母法であるイングランド



法の影響を受けて、仮に争われるとすれば、不可抗力による免責は簡単に享受できる代物ではない。

換言すれば、メーカーが香港法やイングランド法及び同法を母法とする英系コモン・ロー圏を準拠法とする売買契約、請負契約を締結する限り、①不完全に起案された不可抗力条項では不可抗力の抗弁を主張することはできないし、また②完全に起案された不可抗力条項であっても、それを厳格に遵守しない限り、やはり不可抗力の抗弁を主張し得ない。

筆者が第三者の起案する多数の英文契約をレビューした経験では、それがメーカー自身、又は日本もしくは香港以外の中国の弁護士により起案されたものである限り、この基本的道理がほとんど理解されていないように思われる。そこで、メーカー（生産型外商投資企業）をはじめとする有事において不可抗力の抗弁に確実に依拠できることを希望する契約当事者のために、英系コモン・ローに関する前提知識がゼロでも、その基本的道理について順を追って理解できるようにすることが本稿の目的である。

## II 香港法における不可抗力条項の法的意義及び有効性について

### 1. 香港法の中核である判例法（広義のコモン・ロー）

(1) 香港法は狭義のコモン・ロー (common law) とエクイティ (the rules of equity) (両者を併せて広義のコモン・ロー) を内実とする (香港基本法第18条第1項、第8条)。これは第一次アヘン戦争終結に伴う南京条約の締結 (1982年8月) 以降、香港が中国に返還される前日の1997年6月30日まで、香港がイングランド (英国) の支配下であったことに由来する。

(2) 狭義のコモン・ローは1066年のノルマン・コンクエスト以降、国王又は女王の裁判所を中心として形成されてきた判例法 (議会ではなく、裁判官が創造する法 judge-made law である) であり、契約違反に基づく損害賠償責任 (common law damages) は狭義のコモン・ロー上の救済 (common law remedies) の中核である。

これに対するエクイティは、十字軍に従軍し、生還できないことを予見した夫であり父である兵士が財産管理能力を有する親しい友人に財産を託し、妻及び子供を守ることを依頼したことに由来する信託法 (law of trust) 及びその中核である高度の忠実義務 (fiduciary duty) を中心として狭義のコモン・ローより2、3世紀遅れて発展したものであり、狭義のコモン・ローの持つ過度の形式主義、官僚主義という弊害を克服し、エクイティ上の救済 (equitable remedies) により結果的妥当性を図るべく、イメージ的にいえば法務大臣に相当する大法官 (Chancellor) の裁判所を中心として形成されてきた判例法である。エクイティ上の救済には、例えば契約で約束された物の引渡しを求める特定履行 (specific performance) や違法行為の継続を差し止めるインジャンクション (injunction) が含まれる (なお、狭義のコモン・ローとエクイティの裁判所の分離は1873年乃至1875年に解消され、現在は英国での1つの裁判所が歴史、伝統を異にする異なる2つの法 (判例法) を適用する)。

(3) もちろん香港法上も、議会 (立法会。The Legislative Council) による制定法 (statutory law) は存在するが、判例法が存在し、かつ、それだけで何ら問題がない解決を図ることができる場合には判例法に依拠し、ただ判例法が混乱していたり、判例法だけでは理想的解決を図ることができなかったりなどの社会的弊害 (mischief) が認められる場合に限り、その克服を立法目的として制定法が制定されるのであり、判例法と制定法は法の両輪を形成する。

例えば香港法上、殺人罪 (murder 及び manslaughter) が犯罪であることは当然であるが、日本刑法や中国刑法のようにそれは制定法で規定されるものではなく、大昔から判例法上犯罪とされたものであり、量刑を含めて、その判例法は混乱しておらず、判例法だけで理想的解決を図ることができており、何ら社会的弊害は生じていないので、制定法によりそれを規律する必要がなく、結果として日本刑法や中国刑法の殺人罪に相当する制定法はないという結果になる。

(4) なお、本稿では英国の判例法 (イングランド法) を引用する。英国の判例法は1997年6月30日以前には香港法を構成していたが、同年7月1日以降はそうではない。しかし、歴史的経緯より香港裁判所が英国の判例法を踏襲又は追随 (follow) することを決定して、それを香港法とする場合も多いし、そうでなくても、英国の判例法と相容れない香港固有の判例法が存在しない限り、英国の判例法は先例拘束性がなくとも、高度に説得的 (highly persuasive) であるとされる。人口でも経済規模でも劣る香港が歴史も長く、判例法が豊富な英国の判例法を範とするのは自然な流れである。そこで、本稿では引用する英国の判例法が香港法を構成するか否かを問うことなく、紹介することとする (細かすぎる分析は本稿の目的に整合しない)。

### 2. 不可抗力条項 (force majeure clause) の登場の背景 – 絶対的契約の法理 (the doctrine of absolute contracts) と契約目的達成不能 (frustration) の抗弁との関係で

(1) このように狭義のコモン・ロー及びエクイティから形成される判例法 (広義のコモン・ロー) の内実である契約法 (contract law) では、もともと絶対的契約の法理 (the doctrine of absolute contracts) が存在し、帰責事由の有無を問わず

に、遵守すべき契約当事者に契約違反の契約責任を課すという発想が顕著であった。その発想の一端は、ウィリアム・シェークスピアの著名な戯曲である「ヴェニスの商人」に見ることができる。東大英米法辞典は、

“act of God”を「不可抗力; 神の行為; 自然現象」と訳出し、その1つの意義を「免責の特約がないかぎり、自然現象の介在を理由に、契約上の義務を免れることはできない」とするが、これは絶対的契約の法理の適用の一場面である。

(2) 長く続いたこの絶対的契約の法理は、19世紀になり、*Taylor v Caldwell* [1863] 27 JP 710, 3 B & S 826 という判例法により終止符が打たれる。この事案は「当事者が契約を締結し、これにより被告らは原告らに対して複数の明記された日にコンサートのために音楽ホールの使用目的で貸し出すことに同意した。しかし、最初のコンサートの日の前に、ホールは火災により焼失した。原告らは被告らを債務不履行 (breach) で訴えたが、裁判所はその訴えを棄却した」というものであるが、この判例法が絶対的契約の法理を制限する契約目的達成不能の法理 (the doctrine of frustration) の嚆矢である。

(3) もっとも、契約目的達成不能の法理は *Taylor v Caldwell* 以降、その法律要件として「出来事は契約締結後 (しかし履行日前) に生じ、履行を不可能 (impossibility of performance) にするものでなければならぬ」ことを要求する。しかし、コロナ禍はメーカーの生産を遅延させることはあっても、履行を不可能にするものであるとまで言えない。そうであれば、契約目的達成不能の法理による法的救済はできず、結果として絶対的契約の法理の適用により、メーカーは帰責事由がなくとも契約責任を負うという不合理な結論に至る。

(4) 同様に、契約目的達成不能の法理は「出来事は両当事者により予見されたものでない」ことを法

律要件として要求する。しかし、冒頭で掲げた中国法の旧・契約法第117条第2項のように不可抗力には、予見できたとしても、克服不能、回避不能であるために不可抗力となる類型もあり得るのであって、予見不能のみを絶対視する発想では絶対的契約の法理の適用による不合理な結果を回避できない。

(5) こうした判例法による救済の限界という社会的弊害 (mischief) が生じれば、制定法による救済 (statutory remedies) が図られてもよさそうなものであるが、歴史的に英国の議会が迅速に反応をしなかったためであろうか、商業界は契約目的達成不能の法理による救済に見切りをつけて、契約で不可抗力条項 (force majeure clause) を規定するという自己防衛策を講ずることが常態化した。

(6) 不可抗力を意味する“force majeure”の“majeure”はフランス語であることから自明であるとおりに、不可抗力条項は歴史的にはイングランド法ではなく、フランス法 (ナポレオン法典Civil Code art. 1148) に由来する。したがって、言葉の「自然かつ通常の意味 (natural and ordinary meaning)」を探索する伝統的な文理解釈ルール (the Literal Rule) の手法によるとしても、フランス法に語源を持つ“force majeure”の「自然かつ通常の意味」について、判例法は何らの手がかりを与えず、ただ不可抗力条項の法的意義及び有効性について、広義のコモン・ロー上の解釈手法により解き明かすのみである。

### III 香港法 (判例法と制定法) による不可抗力条項の法的意義及び有効性の解釈

1. そこで、判例法上、不可抗力条項の法的意義が広義のコモン・ロー上どう評価されるかが問題となる。

この点について、Fairclough, Dodd & Jones

*Ltd v JH Vantol Ltd*[1957]1 W.L.R. 136という判例法でタッカー高位裁判官 (Lord Tucker) (判例法では、控訴審や上告審の合議事案では全裁判官が判決を示すので、同一判例であっても、どの裁判官の判決であるかを明示する) は「不可抗力条項は (免責条項とは) 異なる種類のものである」と述べるが、*SHV Gas Supply & Trading SAS v Nafromar Shipping & Trading Co Inc*, [2006]1 Lloyd’s Rep. 163という近時の判例法でクリストファー・クラーク裁判官 (Christopher Clarke J) が「不可抗力条項は免責条項であり、それは (contra proferentem – 後述 – により) 厳格に解釈されなければならない」と判示するとおり、不可抗力条項の法的意義を免責条項 (exemption clause) であると理解するのが主流であると思われる。「私は履行を約束するが、明記された理由で私ができない場合、責任を負わない」という契約 (免責条項) と、「私は明記された理由 (= 不可抗力事由) により妨げられない限り、履行を約束する」という契約 (不可抗力条項) を分かつ線は、線引きするのが困難なものだからである (Sir Lewison, Kim 著“The Interpretation of Contracts” (Sweet & Maxwell) の13.10段落 (p.741))。

2. そこで、免責条項の具体的意義が問題となる。香港法上、免責条項について、判例法による混乱の是正やよりよい解決を図る立法目的で、「免責条項の抑制条例 (the Control of Exemption Clauses Ordinance, Cap. 71)」(以下「条例」) が制定法として存在する。かかる場合、判例法ではなく、まず制定法を見なければならない (制定法 – 議会が創造する法 – の射程範囲の限度で、判例法 – 裁判官の創造する法 – に優先する)。

3. 条例第5条 (免責条項の多様性 / varieties of exemption clause) は「責任に関連する権利もしくは救済を排除もしくは制限し、又は権利もしくは救済を追及する結果、その者を何らかの不利益に服させる」条項は免責条項に該当すると規定する。ゆえ

に、不可抗力条項は条例上も免責条項に該当する。

4. 不可抗力条項が条例の規定する免責条項に該当する以上、不動産売買契約や知的財産権に関する契約のように条例が適用されないと明記される種類の契約を除き (条例別表1)、条例第7条が適用される (多くの場合、下線を付した条例第7条第2項が関わる)。

<p><b>Section 7 : Negligence Liability, Avoidance of liability for negligence, breach of contract, etc.</b></p> <p>(1) A person cannot by reference to any contract term or to a notice given to persons generally or to particular persons exclude or restrict his liability for death or personal injury resulting from negligence.</p> <p>(2) In the case of other loss or damage, a person cannot so exclude or restrict his liability for negligence except in so far as the term or notice satisfies the requirement of reasonableness.</p> <p>(3) Where a contract term or notice purports to exclude or restrict liability for negligence a person's agreement to or awareness of it is not of itself to be taken as indicating his voluntary acceptance of any risk.</p>	<p><b>第7条：過失責任、及び、過失責任、契約違反等の無効</b></p> <p>(1) いかなる者も、いかなる契約又は何人かに一般的に付与されたか、もしくは特定の者に対する通知を参照しても、過失から生じる死亡又は人身被害を排除し、又は制限してはならない。</p> <p>(2) その他の損失又は損害の場合、いかなる者も過失責任を排除し、又は制限してはならない。ただし、条項又は通知が合理性の要求を満たす場合を除く。</p> <p>(3) 契約条項又は通知が過失責任を排除し、又は制限する場合、いかなる者のそれについての同意又は認識も、それ自体をもって彼がいかなるリスクも任意に承諾したことを表示するものとして理解されてはならない。</p>
---	--

5. 条例第7条第2項但書は不可抗力条項が「合理性の要求を満たす場合」以外は「過失から生じる死亡又は人身被害」(同条第1項) 以外の「損失又は損害の場合、いかなる者も過失責任を排除し、又は制限してはならない」と規定するから、「合理性の要求を満たす場合」とはいかなる場合かが問題となる。これについて、条例第3条第1項は「契約条項に関して、本条例の目的…のための合理性の要求とは、裁判所又は仲裁機関が契約締結の際に当事者が知り、もしくは合理的に知るべきであり、又は予見した状況に勘案して、当該条項が公平かつ合理的なものであると決定する場合にのみ満足される」と規定する。ゆえに、裁判所又は仲裁機関が「契約締結の際に当事者が知り、もしくは合理的に知るべきで

あり、又は予見した状況に勘案して、当該条項が公平かつ合理的なものである」と決定し得ない内容を持つ不可抗力条項は「合理性の要求」を満たさない。ゆえに、無効と判断されるか、少なくとも不可抗力条項を享受し得ないこととなる。

6. しかし、「契約締結の際に当事者が知り、もしくは合理的に知るべきであり、又は予見した状況に勘案して、当該条項が公平かつ合理的なものである」とはさらに具体的にいかなる意味であろうか。その意義の一端を明らかにするには、以下の判例法が役立つかもしれない。

(1) *Okta Crude Oil Refinery AD v Mamidoil-Jetoil Greek Petroleum Co SA*[2003]1 Lloyd’s Rep 1において、アイケンス裁判官 (Aikens J) による判例法は下線部のとおり述べる。

英語	日本語 (仮訳)
<p>“...generally, force majeure clauses are concerned to excuse performance of contractual obligations in circumstances where the failure to perform are outside the control of the contractual party wishing to rely on the clause and their effect could not have been avoided or mitigated by reasonable steps by the contracting party concerned. A particular clause could be broader than those general confines.”</p>	<p>…一般に、不可抗力条項は、履行の失敗を生じさせる出来事が当該条項に依拠することを希望する契約当事者のコントロール外であり、その効果が関係する契約当事者による合理的ステップにより回避することもできなかった状況下で、契約上の義務の履行を免責することに関するものである。特定の条項は、制限する一般的条項よりも広範なものであり得る。</p>

これは不可抗力条項が例えば地震その他天災であるとかコロナ禍のような疫病であるとかを不可抗力事象 (force majeure events) であると規定しても、それに該当しさえすれば、一律、不可抗力条項による債務不履行に対する免責効果が生じるのではなく、「履行の失敗を生じさせる出来事が当該条項に依拠することを希望する契約当事者のコントロール外であり、その効果が関係する契約当事者による合理的ステップにより回避することも、緩和することもできなかった状況」がなければ

ばならず、こうした「コントロールを超える出来事 (events beyond control)」なしに、免責効果の享受を可能にする起案をすれば、絶対的契約の法理を歴史的背景として、その不公平性、不合理性が認定され、結果として免責効果享受ができないという結論が導かれ得る。

(2) *Hoedheong Products Co Ltd v Cargill Hong Kong Ltd*[1995]1 W.L.R.404.において、ムスティル高位裁判官 (Lord Mustill) が下線部のように述べるのも同趣旨であると考えることができる。

英語	日本語 (仮訳)
The seller would be required to show, first, that there had been an event of the kind stipulated by the clause operating at the relevant time; second, that this event had adversely affected the supply of the goods by the seller; and third, that the sellers could not overcome this adverse effect by obtaining from a source other than the one which they had planned goods which matched the requirements of the contract.	第一に、売主は関連する時に機能している条項により規定される類の出来事があったことを示す必要がある。第二に、当該出来事が売主による商品の供給に不利益に影響したことを示す必要がある。そして第三に、 <u>契約の要求に符合する商品を計画した供給源以外の供給源から獲得することにより、この不利益な効果を克服することができなかったことを示す必要がある。</u>

(3) 以上(1)、(2)の道理はもともと条例と無関係の判例法だから、条例の適用がない場合にも同様に適用され得る(英国の当該判例法が香港法でなくとも、高度に説得的であるとして香港での裁判時に援用され、香港裁判所の判決を通じてそれが香港の判例法になり、同様の結論が導かれ得る)。そうだとすれば、単に不可抗力事象を並べ立てるだけの不可抗力条項を起案するのではなく、「契約当事者による合理的ステップにより回避することも、緩和することもできなかった状況」があったか否か、それがあったとしてもそれが契約義務の履行を不可能にする場合は別として、単に履行遅滞の原因であるときは、当該状況が何時まで継続するかを契約当事者が明確に認識できる契約上のメカニズム

が必要である。それを欠く場合、「不可抗力」の解釈(具体的状況は「不可抗力」ではない)によるのか、他の文言の解釈によるのかは別として、免責効果を享受できないおそれを生じる。

(4) なお、上記(1)乃至(3)以外にも、次のような点に留意するべきである(判例法の紹介は割愛する)。

- ① 不可抗力条項は通常、トリガーとなる出来事が契約当事者自身の過失により引き起こされたならば、適用されないと解釈される。
- ② 履行がトリガーとなる出来事により妨げられたという根拠に基づき、条項が不履行を免責する場合、当該条項は、履行が経済に合致しないというよりは、法的又は物理的に不可能となった場合にのみ、通常は適用される。
- ③ 不可抗力条項は通常、トリガーとなる出来事が履行の失敗の原因となる場合にのみ、適用がある。
- ④ 不可抗力条項は、履行の代替的手段がなお存在する場合、適用されないと解釈される。

7. 合理性のテスト (the test of reasonableness) に関する一般原則を規定する条例第3条、第7条に加えて、合理性のテストはメーカーが関係する製品の売買契約や請負契約の場合にも適用される(条例第11条第3項、第12条第3項、第4項)。この場合に関しては条例第3条を補充して、条例別表2が追加的なガイドラインを規定する。

**Schedule 2 : "GUIDELINES" FOR APPLICATION OF REASONABLENESS TEST**

The matters to which the court or arbitrator shall have regard in particular for the purposes of sections 11(3) and 12(3) and 4 are any of the following which appear to be relevant-

(a) the strength of the bargaining positions of the parties relative to each other, taking into account (among other things) alternative means by which the customer's requirements could have been met;

(b) whether the customer received an inducement to agree to the term, or in accepting it had an opportunity of entering into a similar contract with other persons, but without having to accept a similar term;

(c) whether the customer knew or ought reasonably to have known of the existence and extent of the term (having regard, among other things, to any custom of the trade and any previous course of dealing between the parties);

(d) where the term excludes or restricts any relevant liability if some condition is not complied with, whether it was reasonable at the time of the contract to expect that compliance with that condition would be practicable;

(e) whether the goods were manufactured, processed or adapted to the special order of the customer.

**別表2：合理性テストの適用のための「ガイドライン」**

裁判所又は仲裁機関が特に第11条第3項、第12条第3項及び第4項の目的で特に考慮すべき事項は、関連すると思われる次に掲げるもののいずれかである。

(a) 相互に関連する当事者の取引上の地位の強さ。顧客の要求に見合うことができたであろう代替的手段を(その他の事象とともに)考慮する。

(b) 顧客が条項に合意するように誘引されたかどうか。又はそれを承認する際に他者と同様の契約を、同様の条項を承認する義務なしに締結する機会があったかどうか。

(c) 顧客は条項の存在及び範囲を知り、又は合理的に知ることができたかどうか(その他の事象とともに、当事者間の取引の習慣及び従前の取引の過程を考慮する)。

(d) もし条件が遵守されないとすれば、条項が関連する責任を排除又は制限する場合、契約時に条件を遵守することが現実的だったと期待することが合理的であったかどうか。

(e) 商品が顧客の特別な注文に対して生産され、加工され、又は適応されたかどうか。

小解釈construed narrowlyでないことに注意を要する)。これだけ述べると、日本人は「厳格に解釈するって、どういうことだろう?」と疑問に思うだろうけれども、様々な事案を見ると、裁判官が結果的妥当性を図ろうとする場面(免責条項を享受させるべきでないと考えられる場面)では、法的拘束力のある先例(判例法)を参照しつつ、免責条項の文理を極めて厳格に解釈して、結果として免責条項の享受ができなくなるようにされ得る。

この文脈では、条例第3条第1項の公平性、合理性の解釈において勘案されるべき判例法等が起草者に不利に、その相手方に有利に斟酌されるであろう。

その背景として、広義のコモン・ローでは、日本法のように契約文言から離れて契約当事者が何を望んでいたかという意思を裁判官が斟酌することは許されず、(契約外の背景事情を裁判官が了解することは許されるものの、)最終的な契約解釈はもっぱら契約文理のみを手掛かりに、仮定的な合理的人間(a hypothetical reasonable man)がそれをどう解釈するだろうかという客観原則(the objective principle)に従って行われる。ゆえに、免責条項を起案した契約当事者が意図しないような厳格な解釈によりその享受が不可能になるという結果(契約当事者の主観的意思と合理的人間を標準とする客観的意思の乖離)が生じ得るのである。

9. 条例第3条第4項は「(本条例…に基づき) 契約条項…が合理性の要求を満足するかどうかを決定するに当たり、裁判所又は仲裁機関は特に…、条項…が表現された言語が…条項に依拠することを求める者の相手方に理解される言語であるかどうか(そしてもしそうであれば、いかなる範囲で)を勘案しなければならない」と規定するが、それは契約の文理が曖昧で、それにより相手方が直ちに理解し得ないような複数の解釈余地がある場合は、そのうち免責条項を享受しようとする契約当事者(=起草者)に最も不利な解釈が採用されるという上記の

8. 条例の適用がないとされる種類の契約(条例別表1)の場合、広義のコモン・ローは契約当事者が契約自由原則の適用として、免責条項を合意することを妨げない。しかし、この場合、ラテン語で*contra proferentem*と呼ばれる厳格な解釈ルールが適用される。その意味は「起草者の不利に(解釈される)」であって、免責条項により責任の免除又は制限を享受できる契約当事者を起草者と見て免責条項は厳格に(strictly)解釈されることとなる(縮

「起草者に不利に」の厳格な解釈ルールの適用の契機となる場面を規定したものと理解される。

10. 以上より、「起草者に不利に」の厳格な解釈ルールの適用があっても、免責条項の法的意義を有する免責条項の享受を可能にするためには、本稿で述べた不可抗力条項を無効化又はその享受ができなくなる厳格解釈の適用を避けるべく、解釈の余地を残さない明確な起案が望まれることになるのである。

## IV 起案例

以下は筆者が作成した起案例である。ネイティブではない筆者の手によるものであるので批判的に

見ていただきたいが、これを披露する目的は免責条項の法的意義を持つ不可抗力条項を、香港法上（及び英系コモン・ロー上）、紛争場面においても確実に享受できるようにしようとすれば、日本法、中国法とは比較にならない慎重な起案上の配慮が必要だということを読者にご理解いただくことにある。自社の起案例と比較し、参照されたい。

本稿は不可抗力条項を題材としたが、香港法（及び及び英系コモン・ロー）を準拠法とする場合、他の免責条項についても同様の法理が妥当するのであり、絶対的契約の法理を前提として、その享受を確実にするためには、起案上、相当慎重な配慮が必要であることを意識する契機となれば幸いである。

### 英 語

#### X Force Majeure.

X.1 Neither party shall be liable for delay or total or partial failure in the performance of this Agreement arising from any one or more of the following causes;

- (i) act of God or public enemy or war (declared or undeclared);
- (ii) acts of persons engaged in subversive activities or sabotage;
- (iii) fires, floods, explosions or other catastrophes;
- (iv) epidemics, pandemics or quarantine restrictions;
- (v) strikes, similar labour disruptions or public demonstrations and unrest;
- (vi) freight embargoes; or
- (vii) delays of a supplier of either party due to any of the above causes or events (hereinafter collectively referred to the "Events"),

so long as-

- (i) the Events are beyond the control of the party relying on this clause, and cannot be overcome;
- (ii) the Events are not caused by negligence of the party relying thereon;
- (iii) the Events are the true cause(s) of delay or total or partial failure in performance; *and*
- (iv) the following clauses are satisfied.

X.2 Any party relying on X.1 shall give the first notice in writing to another party within seven (7) business days commencing the date which the party relying thereon is or should be aware of the Events, irrespective of howsoever serious the Events are. If the party relying thereon fails to do so, the party is not entitled to rely thereon in any event.

X.3 The foregoing notice in writing must include the following:

- (i) details of the Events;
- (ii) any adverse effect of this Agreement caused by the Events - delay or total or partial failure in performance;
- (iii) If the adverse effect is delay in performance, then duration of the delay objectively contemplated;
- (iv) If the adverse effect is partial failure in performance, then which part seems to become impossible;
- (v) detailed reason(s) why the Events cause delay or total or partial failure in performance; and
- (vi) any other items which seem to be worth informing under the circumstances of the Events.

X.4 In addition to the first notice, any party relying on X.1 shall continuously give the same notices in writing to another party during delay or partial failure in performance still continues. Such notices should be made at least once two weeks. If the party relying thereon fails to do so, the party is not entitled to rely thereon in any event. In case where total failure in performance is informed by the first notice and it proves to be true, then the subsequent notices need not be made.

X.5 In case where the foregoing notice proves to include any wrong information, whereby it seems to be inappropriate to justify any delay or total or partial failure in performance due to the Events, then the party relying on X.1 is not entitled to rely thereon in any event to the extent that such justification cannot be found.

X.6 Any party relying on X.1 shall make the best endeavours to avoid or mitigate delay or total or partial failure in performance or find any reasonable alternative methods available and consistent with the purpose of this Agreement before relying thereon. If the party fails to show that delay or total or partial failure in performance could not have been avoided or mitigated by reasonable steps or reasonable alternative methods made by the party, then the party is not entitled to rely thereon in any event. Whether the purported best endeavours for the avoidance or mitigation are sufficient or not depends upon whether they are consistent with what any hypothetical reasonable man in the same circumstances would do for the same purpose or not.

X.7 If one or more causes of the Events are asserted by either party as a basis for total failure in performance and such non-performance continues for a consecutive period of ninety (90) days, either party shall have the right to terminate this Agreement immediately by giving written notice to that effect without any damages or any other liabilities. If mere feasible partial performance of this Agreement frustrates this Agreement, either party shall have the same right, provided that that feasible partial performance of this Agreement frustrates this Agreement shall be required to be shown by the party exercising the right, if arguable.

X.8 For the avoidance of misunderstanding, this clause or X.1 does not prevent the doctrine of frustration from applying, if applicable and to the extent applicable.

### 日本語（仮訳）

#### X 不可抗力

X.1 いずれの当事者も、次の原因の1つ又は2つ以上から生じる、本契約の履行の遅延、又は全部もしくは一部の不履行について責を負わないものとする。

- (i) 自然減少、社会の敵（注：公開捜査中の凶悪犯など）又は戦争（宣言の有無を問わない）、
- (ii) 破壊的活動又はサボタージュ（注：労働争議中に労働者が機械・製品などに故意の損傷を加えること）に従事する者の行為、
- (iii) 火災、洪水、爆発又はその他の大災害
- (iv) 伝染病の流行、その世界的流行又は検疫宣言、
- (v) ストライキ、それに類似する労働上の混乱又は公共のデモ及び不安、
- (vi) 貨物運輸禁止、又は
- (vii) 上述の原因又は出来事のいずれかによるいずれかの当事者の供給者の遅延（以下、併せて「本件出来事」という。）

ただし、それは次の場合に限られる。

- (i) 本件出来事が本条に依拠する当事者のコントロールを超えるものであり、かつ、克服不能であること、
- (ii) 本件出来事が本条に依拠する当事者の過失により引き起こされたものではないこと、
- (iii) 本件出来事が履行の遅延又は全部もしくは一部の不能の真の原因であること、かつ、
- (iv) 次の条項が満足されること。

X.2 X.1に依拠する当事者は、X.1に依拠する当事者が本件出来事に気付き、又は気付くべき日から開始して7営業日以内に他方当事者に対して書面で最初の通知を付与するものとする。これは本件出来事がいかに深刻であるかにかかわらず、X.1に依拠する当事者がそうしない場合、当該当事者は事由の如何を問わずX.1に依拠する権利を持たない。

X.3 書面による前述の通知は次を含まなければならない。

- (i) 本件出来事の詳細、
- (ii) 本件出来事により引き起こされた本件契約についてマイナスの効果—履行の遅延又は全部もしくは一部の不能、
- (iii) マイナスの効果が履行の遅延である場合、客観的に予見される当該予見の遅延、
- (iv) マイナスの効果が一部履行の不能である場合、どの部分が不可能になったと思われるのか、
- (v) 本件出来事が履行の遅延又は全部もしくは一部の不能を招来した詳細な理由、かつ、
- (vi) 本件出来事の状態に基づき知らせる価値があると思われる他の事項。

X.4 最初の通知に追加して、X.1に依拠する当事者は、遅延又は履行の一部の不能がなお継続する間、他の当事者に対して書面で同じ通知を継続して付与するものとする。当該通知は少なくとも2週間に1度、行われるべきである。X.1に依拠する当事者がそうしない場合、当該当事者は事由の如何を問わずX.1に依拠する権利を持たない。履行の全部不能が最初の通知により知らされ、かつ、それが真実であることが判明した場合、事後の通知は不要とする。

X.5 前述の通知に誤った情報が含まれることが判明し、これにより本件出来事により履行の遅延又は全部もしくは一部の不能を正当化することが適切でないと思われる場合、X.1に依拠する当事者は、当該正当化を見い出せない限度で、事由の如何を問わず、X.1に依拠する権利を持たない。

X.6 X.1に依拠する当事者は履行の遅延又は全部もしくは一部の不能を回避するために、又はX.1に依拠する前に利用可能で、本契約の目的と整合的な合理的で、代替的な手段を見つけるべく最善の努力を行うものとする。

当事者が履行の遅延又は全部もしくは一部の不能を避けることができず、又は当該当事者が行う合理的なステップもしくは合理的な代替的な手段により緩和し得なかったことを証明しない場合、当該当事者は事由の如何を問わずX.1に依拠する権利を持たない。当該回避又は緩和のための自称・最善の努力が十分なものか否かは、同様の環境にある仮定的な合理的人間が同一の目的で行うであろうことと一致するか否かによる。

X.7 本件出来事の1つ、又は2つ以上の原因が履行の完全な不能の根拠としていずれかの当事者により宣言され、かつ、当該不履行が90日連続する期間、継続する場合、いずれの当事者も損害賠償責任又は他の責任なしに書面通知により本契約を直ちに終了する権利を有するものとする。

単なる本契約の実現可能な一部履行だけでは本契約の目的を達成不能にする場合、いずれの当事者も同様の権利を有するものとする。ただし、本契約の当該実現可能な一部履行が本契約の目的を達成不能にすることは、争いがある場合、当該権利を行使する当事者により示される必要があるものとする。

X.8 誤解を避けるために、本条又はX.1は、適用可能な場合、適用可能な範囲で、契約目的達成不能の法理を適用することを妨げない。

以上

## 中国における外国企業の投資関連制度情報

# 中国における 市場主体登記制度の構築

「市場主体登記管理条例」（以下「条例」という）（国务院令第746号）は2021年7月27日に公布、2022年3月1日より施行した。「市場主体登記管理条例実施細則」（以下「条例実施細則」という）（国家市場監督管理総局令第52号）は2022年3月1日に公布、同日施行した。

改革開放以来、中国は「中華人民共和国企業法人登記管理条例」、「企業名称登記管理規定」、「中華人民共和国会社登記管理条例」、「中華人民共和国組合企業登記管理弁法」、「企業法人法定代表者登記管理規定」、「農民專業合作社登記管理条例」、「個人工商業者条例」等の多くの市場主体の登記管理を規範化する行政法規を公布し、経済発展の推進、創業就業の促進等の面で重要な役割を發揮した。一方、新時期の市場主体の発展に適應しない、調整しない問題が現れている。一に、立法が比較的分散しており、企業法人、会社、組合企業、農民專業合作社、個人工商業者等の異なる市場主体に対してそれぞれ法を制定し、登記管理の法規体系が比較的散らばり、市場主体に明確な指針を提供することに不利である。二に、制度規則が統一されておらず、市場主体の登記事項、登記手続、監督管理、法律責任等の面で差異が比較的大きく、一部の規定が重複している<sup>[1]</sup>。

上述の問題を解決するため、条例は制定された。条例は、中華人民共和国の境内において営利を目的として経営活動に従事する各種の市場主体に適用する。

## I 統一的な市場主体登記制度

### 1. 市場主体の定義

「市場主体」とは、中華人民共和国の境内において営利を目的として経営活動に従事する次に掲げる自然人、法人及び非法人組織をいう（条例第2条）。

- (一) 会社及び非会社企業法人並びにその分支機構
- (二) 個人独資企業及び組合企業並びにその分支機構
- (三) 農民專業合作社（連合社）及びその分支機構
- (四) 個人工商業者
- (五) 外国の会社の分支機構
- (六) 法律又は行政法規所定のその他の市場主体

## 2. 統一的な登記管理

条例及び条例実施細則は2022年3月1日から施行する。「会社登記管理条例」、「企業法人登記管理条例」、「組合企業登記管理弁法」、「農民專業合作社登記管理条例」及び「企業法人法定代表者登記管理規定」、1988年11月3日原国家工商行政管理局令第1号により公布された「企業法人登記管理条例施行細則」、2000年1月13日原国家工商行政管理局令第94号により公布された「個人独資企業登記管理弁法」、2011年9月30日原国家工商行政管理総局令第56号により公布された「個人工商業者登記管理弁法」、2014年2月20日原国家工商行政管理総局令第64号により公布された「会社登録資本登記管理規定」及び2015年8月27日 原国家工商行政管理総局令第76号により公布された「企業經營範圍登記管理規定」は、同時にこれらを廃止する。

新法令	廃止
「市場主体登記管理条例」	「会社登記管理条例」 「企業法人登記管理条例」 「組合企業登記管理弁法」 「農民專業合作社登記管理条例」 「企業法人法定代表者登記管理規定」
「市場主体登記管理条例実施細則」	「企業法人登記管理条例施行細則」 「個人独資企業登記管理弁法」 「個人工商業者登記管理弁法」 「会社登録資本登記管理規定」 「企業經營範圍登記管理規定」

## 3. 登記の基準化・規範化

条例を徹底・具体化し、市場主体登記を基準化・規範化するため、市場監督局は「企業登記申請文書規範」、「企業登記提出書類規範」を修正して、「『市場主体登記文書規範』及び『市場主体登記提出書類規範』の印刷公布に関する市場監督総局の通知」（以下「通知」という）（国市監注発〔2022〕24号、2022年2月28日公布、同日施行）により、新たに「市場主体登記文書規範」（「文書規範」）及び「市場主体登記提出書類規範」（「書類規範」）を公布した。

通知は、「各地登記機関は、条例が規定する市場

主体規範統一登記の要求に従って、2022年3月1日から統一化された『文書規範』及び『書類規範』を使用して各種登記又は備案業務を処理しなければならない」と規定した。

外商投資について、通知は「『中華人民共和国中外合資經營企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作經營企業法』等の法規に基づいて設立された外商投資会社、非会社外商投資企業、外商投資会社支店、非会社外商投資企業分支機構は、2020年1月1日に『中華人民共和国外商投資法』が施行された後、その組織形態、組織機構を調整していない場合には、2024年12月31日までの過渡期内に変更、届出、抹消登記を申請する際、引き続き『“企業登記申請文書規範”、“企業登記提出書類規範”の印刷公布に関する市場監督総局の通知』（国市監注〔2019〕2号）の要求に従って処理する。『多証合一』の改革に関する事項について、引き続き原登記データ共有情報項目の要求に従って情報収集及び共有の業務を適切にする。」と説明した。

## II 市場主体の受益者情報備案制度

### 1. 受益者の備案

市場主体の名称、經營範圍、住所、登録資本、法定代表者等の一般登記事項及び株主、発起人、出資者、個人独資企業の投資家、組合企業の組合員、個人工商業者の經營者等の市場主体類型の登記事項の他、市場主体の受益者の関連情報も備案手続をしなければならない。

### 「条例」

第9条 市場主体の次に掲げる事項については、登記機関に対し備案手続をしなければならない。

<sup>[1]</sup> 「市場主体登記管理条例」について、司法部と市場監督管理総局の責任者が記者の質問に答えている。  
[http://www.gov.cn/zhengce/2021-08/25/content\\_5633340.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2021-08/25/content_5633340.htm)

- (一) 会社定款又は組合契約
- (二) 経営期間又は組合期間
- (三) 有限責任会社の株主若しくは株式有限会社の発起人が払込みを引き受けた出資金額又は組合企業の組合員が払込みを引き受け、若しくは実際に払い込んだ出資金額、払込期限及び出資方式
- (四) 会社の董事、監事及び高級管理人員
- (五) 農民專業合作社（連合社）の成員
- (六) 経営に参加する個人工商業者の家庭成員の氏名
- (七) 市場主体登記の連絡員及び外商投資企業の法律文書受送達人
- (八) 会社、組合企業等の市場主体の受益者の関連情報
- (九) 法律及び行政法規所定のその他の事項

## 「条例実施細則」

第7条 市場主体は、類型に従い法により次に掲げる事項を備案しなければならない。

- (一) 会社：定款、経営期間、有限責任会社の株主又は株式有限会社の発起人が払込みを引き受けた出資金額並びに董事、監事、高級管理人員、登記連絡員及び外商投資会社の法律文書受送達人
- (二) 非会社企業法人：定款、経営期間及び登記連絡員
- (三) 個人独資企業：登記連絡員
- (四) 組合企業：組合契約、組合期間、組合員が払込みを引き受け、又は実際に払い込んだ出資金額、払込期間及び出資方式、登記連絡員並びに外商投資組合企業の法律文書受送達人
- (五) 農民專業合作社（連合社）：定款、成員及

- び登記連絡員
  - (六) 分支機構：登記連絡員
  - (七) 個人工商業者：家庭において経営に参加する家庭成員の氏名及び登記連絡員
  - (八) 会社、組合企業等の市場主体の受益者の関連情報
  - (九) 法律及び行政法規所定のその他の事項
- 上記備案事項については、登記機関が設立登記の際に一括して情報収集をする。

受益者情報管理制度については、中国人民銀行が国家市場監督管理総局と連合して別途制定する。

第73条 市場主体が規定どおりに備案手続きをしない場合には、登記機関が是正するよう命ずる。是正を拒絶するときは、5万元以下の罰金を科する。

法により受益者情報の備案手続きをするべき市場主体が備案手続きをしない場合には、前項の規定に従い処理する。

## 2. 受益者の定義

受益者の定義については、条例及び条例実施細則は規定していないが、2021年12月27日～2022年1月26日に意見募集が行われた「市場主体の受益者情報管理暫定施行弁法（草案公開募集意見稿）」（以下「草案」という）第16条は下記のとおり定義した。

第16条 この弁法において「受益者」とは、最終的に市場主体を所有または実際に支配し、又は市場主体の最終的な収益を享受する自然人をいう。

## 3. 受益者の備案情報

草案では、受益者の氏名、性別、国籍、生年月日

等の情報を備案しなければならないと規定した。

第10条 会社、組合企業、外国の会社の分支機構は次の情報を備案しなければならない。

- (一) 氏名
- (二) 性別
- (三) 国籍
- (四) 生年月日
- (五) 常居住地又は業務単位の住所
- (六) 連絡方式
- (七) 身分証明書又は身分証明書書類の種類、番号、有効期限
- (八) 受益関係の類型及び形成された日、終了日（適用する場合）

第6条第（一）号の状況が存在する場合、持分又は組合持分を保有する比率を記入報告しなければならない。第6条第（二）号の状況が存在する場合、実際支配方式を記入報告しなければならない。第6条第（三）号の状況が存在する場合、収益を取得できる比率を記入報告しなければならない。

## 4. 外商投資企業による実際支配者の報告送付

現在、外国投資家が直接又は間接に中国の境内において投資活動をするにあたっては、外国投資家又は外商投資企業は、「外商投資情報報告弁法」（市場監督管理総局令2019年第2号、2020年1月1日施行）に基づき商務主管部門に対し、企業基本情報、投資家及びその実際支配者等の情報を報告送付しなければならない。

「実際支配者」とは、会社の株主ではないけれども、投資関係、合意その他の手配を通じて、会社の行為を実際に支配することができる者をいう（「会

社法（2018年修正）第216条第（三）項）。

「受益者」と「実際支配者」の定義は若干異なるので、草案が正式に公布・施行された後、外商投資企業による実際支配者の報告送付に影響する可能性があると考えられる。

## III 休業制度の創設

休業制度は条例により初めて創設された。

### 1. 休業理由

自然災害、事故災難、公共衛生事件、社会安全事件等の原因により経営の困難がもたらされた場合には、市場主体は、一定の期間内において休業することを自発的に決定することができる。法律又は行政法規に別段の定めのある場合を除く。

### 2. 休業手続

市場主体は、休業前に労働関係の処理等の関係事項を従業員と法により協議しなければならない。市場主体は、休業を決定するにあたり、休業前に登記機関に対し備案手続きをしなければならない。登記機関は、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に対し休業期間、法律文書の送達住所等の情報を公示する。

### 3. 休業期限

市場主体の休業の期間は、最長でも3年を超えてはならない。市場主体は、休業期間を延長するにあたり、期間満了前30日以内に規定に従い手続しなければならない。

### 4. 営業回復

市場主体は、休業備案手続きをした後に、経営活動の展開を自発的に決定し、又は既に実際に展開している場合には、30日以内に国家企業信用情報公

示システムにおいて休業の終了を公示しなければならない。

市場主体は、営業を回復する際に、登記又は備案事項に変化が生じている場合には、遅滞なく変更登記又は備案手続をしなければならない。法律文書送達住所をもって住所（主たる経営場所又は経営場所）に替える場合には、遅滞なく住所（主たる経営場所又は経営場所）変更登記手続をしなければならない。

市場主体が備案した休業期間が満了し、又は累計して休業が3年経過した場合には、経営が自動的に回復したものとみなす。経営を再開しない旨を決定した場合には、遅滞なく抹消登記手続をしなければならない。

## IV 市場主体の信用の分級 分類監督管理

登記機関は、市場主体の信用リスク状況に基づき分級分類監督管理を実施しなければならない。

い。登記機関は、無作為に検査対象を抽出し、及び無作為に法律執行検査人員を選任派遣する方式を採用して、市場主体登記事項に対し監督検査をし、かつ、遅滞なく社会に対し監督検査結果を公開しなければならない（条例第38条）。

2022年1月13日に公布した「企業信用リストを分類管理し監督管理の機能をより一層引き上げることに係る市場監督管理総局の意見」は、企業の信用リスクを低い（A類）、一般（B類）、比較的に高い（C類）、高い（D類）の4つに分類し、下記のとおり差異化された監督管理措置を実行する。

企業信用リスク	差異化された監督管理措置
A類	抽出検査の比率及び頻度を合理的に引き下げることができる
B類	通常の比率及び頻度で抽出検査を行う
C類	抽出検査の比率及び頻度を適当に高める
D類	厳格な監督管理を行い、焦点を合わせて抽出検査の比率及び頻度を大幅に高める

以上

# 新公布法令情報・解説 主な新公布法令

## 主な新公布法令<sup>[1]</sup>

（2022年1月から2022年2月までの期間にて公布された新公布法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。）

### 会社設立・M&A

**法令名：**電子許可証の応用分野拡大及び全国の相互接続・相互承認の推進の加速に関する国務院弁公庁の意見

**公布部門：**国務院弁公庁

**文書番号：**国弁発[2022]3号

**公布日：**2022年1月20日

**施行日：**—

**概要等：**営業許可証、生産経営許可証、検査測定認証等の電子証書については、企業登録、経営、投資及び工事建設等の高頻度政務サービス事項における応用を推進し、かつ、税・費用の納付、社会保障、医療保障、住宅積立金、交通運送、公共資源取引、金融サービス、行政法律執行、市場監督管理等の分野まで更に広げる。電子営業許可証の関係企業の関連情報を通じて、企業にかかわる政務サービス事項の取り扱いに必要な情報の記入の免除、ペーパーベース資料の提出の免除をサポートし、企業の関連情報の「最多で1回の申告」の実現を推進する。

**法令名：**前海深港現代サービス業合作区の改革開放の全面的深化を支持し、及び保障することに関する意見

**公布部門：**最高人民法院

**文書番号：**法発[2022]3号

**公布日：**2022年1月17日

**施行日：**—

**概要等：**前海合作区が訴訟、調停及び仲裁が相互に独立し、かつ、連携・協力する国際商事紛争解決センターを率先して設立することを支持する。前海法院と著名な国際商事仲裁機構及び国際商事調停組織とが業務連携をし、「ワンストップ式」の国際商事紛争の多元的解決メカニズムを健全化することを推進する。

### 税関管理

**法令名：**税関総合保税区管理弁法

**公布部門：**税関総署

**文書番号：**256号令

**発布日：**2022年1月1日

**施行日：**2022年4月1日

**概要等：**区内の企業は、法により次の業務を展開することができる。(一) 研究開発、加工、製造、再製造 (二) 検査測定、補修 (三) 貨物の貯蔵 (四) 物流の分配 (五) ファイナンスリース (六) クロスボーダー電子商取引 (七) 商品展

[1] 本来、法令の公布は、中央性法規については国務院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続を経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「—」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例) 企業所得税法に基づき制定された税務通達 公布日：2009年7月1日、施行日：2008年1月1日（遡及適用）。また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

示(八) 国際中継貿易(九) 国際積替え(十) 港湾作業(十一) 先物保税の受渡し(十二) 国の規定により区内で展開することができるその他の業務

**法令名:** 国内貿易・国外貿易コンテナの同一船輸送及び国際航行船舶による沿海カボタージュ業務の調整に関する事項に関する公告

**公布部門:** 税関総署

**文書番号:** 公告2022年第12号

**公布日:** 2022年1月28日

**施行日:** 2022年1月28日

**概要等:** 海運会社が国際航行船舶による沿海カボタージュ業務の展開を予定する場合には、税関監督管理貨物の運送請負手段の監督管理に対する税関の関連要求を参照し、業務経営地の直属の税関に対し船舶備案手続をしなければならない。

**法令名:** クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストを調整することに関する公告

**公布部門:** 財政部・発展及び改革委員会・工業情報化部・生態環境部・農業農村部・商務部・税関総署・絶滅危惧種輸出入管理弁公室

**文書番号:** 公告2022年第7号

**公布日:** 2022年1月28日

**施行日:** 2022年3月1日

**概要等:** 2022年3月1日から、「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト(2019年版)」を最適化・調整する。

**法令名:** 大口商品現物清算業務における各商品の清算費無償期間の延長に関する公告

**公布部門:** 銀行間市場清算所

**文書番号:** 公告[2022]1号

**公布日:** 2022年2月15日

**施行日:** -

**概要等:** 中小・零細企業への支援の程度を強化し、かつ、中小・零細実体経済を扶助支持する正確性と持続可能性を高めるため、銀行間市場清算所股份有限公司は、大口商品現物清算業務

における各商品の清算費無償期間を2022年12月31日まで統一して延長することを決定した。

## 外貨管理

**法令名:** 銀行金融機構境外ローン業務に関する事項に関する中国人民銀行及び国家外貨管理局の通知

**公布部門:** 中国人民銀行・国家外貨管理局

**文書番号:** 銀発[2022]27号

**公布日:** 2022年1月29日

**施行日:** 2022年3月1日

**概要等:** 境内の銀行は、現行制度の規定に従い、境外の企業のため銀行決済口座を開設し、境外ローン業務を手續することができ、また、境外の企業が境外の銀行に開設した口座を通じてこれを行うこともできる。境内の銀行が実施する境外ローンは、原則として境外企業の経営範囲内の関連支出に使用される。

**法令名:** 現行の有効な外貨管理主要法規目録(2021年12月31日現在)

**公布部門:** 国家外貨管理局

**文書番号:** -

**公布日:** 2022年1月29日

**施行日:** -

**概要等:** 現行の有効な外貨管理主要法規目録(2021年12月31日まで)を發布する。

## 税務・会計

**法令名:** インフラ分野不動産投資信託基金(REITs) 試行租税政策に関する財政部及び税務総局の公告

**公布部門:** 財政部・税務総局

**文書番号:** 公告2022年第3号

**発布日:** 2022年1月26日

**施行日:** 2021年1月1日

**概要等:** インフラ分野における不動産投資信託

の試行を支援するため、ここに、関係する租税政策を公告する。

## その他

**法令名:** 金融リース会社・プロジェクト会社管理弁法の印刷発布に関する中国銀保監会弁公庁の通知

**公布部門:** 中国銀保監会弁公庁

**文書番号:** 銀保監弁発[2021]143号

**公布日:** 2022年1月7日

**施行日:** 2022年1月7日

**概要等:** 金融リース会社及び境内の専門業務子会社は、境内の保税地区、自由貿易試験区、自由貿易港等の境内地域においてプロジェクト会社を設立しファイナンスリース業務を展開することができる。金融リース会社及び専門業務子会社は、全額出資によりプロジェクト会社を設立し、及び保有しなければならない。その下に設立するすべてのプロジェクト会社の資本金の合計はいずれも自身の純資産(連結財務諸表標準)の50%を超えてはならない。

**法令名:** 銀行保険機構関連取引管理弁法

**公布部門:** 中国銀行保険監督管理委員会

**文書番号:** [2022]1号令

**公布日:** 2022年1月14日

**施行日:** 2022年3月1日

**概要等:** この弁法において銀行保険機構には、銀行機構、保険機構及び中華人民共和国の境内において法により設立された信託会社、金融資産管理会社、金融リース会社、自動車金融会社及び消費金融会社を含む。銀行保険機構は、関連取引を能動的に貫通識別し、取引資金の源泉及び流れを動的にモニタリングし、基礎資産状況を適時に把握し、リスクエクスポージャー及び資本占有に対する影響度を動的に評価し、有効な関連取引リスクコントロールメカニズムを構築し、この弁法の関係規定に適合するよう経営行為を適時調整しなければならない。

**法令名:** 上場会社株主総会規則(2022年改正)

**公布部門:** 証監会

**文書番号:** 公告[2022]13号

**公布日:** 2022年1月5日

**施行日:** 2022年1月5日

**概要等:** 第31条に「株主による議決権を有する株式の買取が『証券法』第63条第1項及び第2項の規定に違反する場合には、当該所定の比率を超える部分の株式は、買取後36か月内は議決権を行使してはならず、かつ、株主総会に出席する議決権を有する株式の総数に算入されない」という内容を追加し、第52条の開示媒体に関する表現を改める。

**法令名:** 銀行サービス市場調節価格管理の規範化に関する中国銀保監会の指導意見

**公布部門:** 中国銀保監会

**文書番号:** 銀保監弁発[2022]2号

**公布日:** 2022年1月15日

**施行日:** 2022年5月1日

**概要等:** サービス項目は、支払決済類、代理業務類、危険負担類、金融取引類、管理コンサルティング類等に分類され、支払決済、電子銀行、銀行カード、理財、代理、受託管理、担保及び承諾、貿易金融、金融市場取引、管理及びコンサルティング等を含む。市場調節価格を実行するサービス項目の価格は、銀行が法により自ら制定し、市場競争を通じて形成する。

**法令名:** 銀行業保険業のデジタル化モデルチェンジに関する中国銀保監会弁公庁の指導意見

**公布部門:** 中国銀保監会弁公庁

**文書番号:** 銀保監弁発[2022]2号

**公布日:** 2022年1月10日

**施行日:** -

**概要等:** オンライン取引プラットフォーム建設を強化し、フロント、ミドル、バックが協同するデジタル化取引管理体系を構築し、投資取引効率とリスク管理レベルを効果的に向上させる。統一的な投資取引データプラットフォームを構



築し、ポートフォリオ分析及びリスク計測能力を向上させ、投資規画、ポートフォリオ管理及びリスク制御を最適化する。

**法令名:** 境内外証券取引所預託証券業務の相互接続にかかる監督管理規定

**公布部門:** 証監会

**文書番号:** 公告[2022]28号

**公布日:** 2022年2月11日

**施行日:** 2022年2月11日

**概要等:** 境内において預託証券を公開発行・上場する場合には、境外の基礎証券発行人は、預託証券の公開発行に関する「証券法」及び「預託弁法」の関連規定に適合し、かつ、法により発行人及び上場会社の義務を履行し、相応する法律責任を負わなければならない。境外の基礎証券発行人は、株式目論見書及び定期報告の目立つ位置にその財務報告に用いた会計準則を説明しなければならない。中国企業会計準則又は中国企業会計準則の実行と既に同等であると財政部が相互主義の原則に従い認定した会計準則（以下「同等の会計準則」という。）により編成され開示される財務報告を使用していない場合には、同時に補足情報を開示しなければならない。

**法令名:** 「銀行間債券市場と取引所債券市場との相互接続業務にかかる暫定施行弁法」の発布に関する通知

**公布部門:** 上海証券取引所・深圳証券取引所・全国インターバンクコールローンセンター・銀行間市場清算所株式会社・中国証券登記決済有限責任公司

**文書番号:** 上証発[2022]21号

**公布日:** 2022年1月20日

**施行日:** -

**概要等:** 銀行間債券市場及び取引所債券市場の取引プラットフォーム、登記・受託管理・決済機構等のインフラ機構は、連合して発行人及び投資者のため債券発行、取引、登記、受託管理、決済等のサービスを提供する。

**法令名:** 登録制における株式目論見書情報開示の質の向上に関する指導意見

**公布部門:** 証監会

**文書番号:** 公告[2022]27号

**公布日:** 2022年1月28日

**施行日:** 2022年1月28日

**概要等:** 発行人人は、情報開示の第一責任者であり、情報開示規則に従い株式目論見書を作成し、投資者が価値判断及び投資の意思決定を行うのに必要な情報を十分に開示し、内容が真実、正確、完全であり、簡明明瞭であり、分かりやすく、虚偽の記載、誤解を招く陳述又は重大な遺漏がないことを確実に保証しなければならない。

**法令名:** 全国統一電力市場体系の建設を加速させることに関する国家発展改革委員会及び国家エネルギー局の指導意見

**公布部門:** 国家発展改革委員会・国家エネルギー局

**文書番号:** 発改体改[2022]118号

**公布日:** 2022年1月18日

**施行日:** -

**概要等:** 発電・電力使用計画を秩序を有して自由化し、ガス、熱電コジェネレーション、新エネルギー、原子力発電等の優先発電主体の市場参与を分類して推進し、経営性ユーザーによる全面的な市場参与を段階的に推進する。体制メカニズムを刷新し、グリーン電力取引試行を展開する。需要のあるユーザーがグリーン電力を直接購入するよう誘導し、電力網企業がグリーン電力の直接取引結果を優先して執行するよう推進する。グリーン電力取引とグリーン電力証書取引及び炭素排出権取引との有効な連携を適切にする。

**法令名:** 工業経済の安定的成長の促進にかかる若干の政策の印刷発布に関する国家発展改革委員会、工業情報化部、財政部等の通知

**公布部門:** 国家発展改革委員会・工業情報化部・財政部・人的資源社会保障部・自然資源部・

生態環境部・交通運輸部・商務部・人民銀行・税務総局・中国銀行保険監督管理委員会・エネルギー局

**文書番号:** 発改産業[2022]273号

**公布日:** 2022年2月18日

**施行日:** -

**概要等:** 工業経済成長の勢いを更に強固にし、事前調整・微調整と周期を跨ぐ調節を適切にすることを早急にし、かつ、通年の工業経済の動きが合理的な範囲内にあることを確実に保証するため、國務院の同意を経て、ここに、一連の政策措置を提出する。

**法令名:** 工業資源総合利用推進加速実施方案の印刷発布に関する八部門の通知

**公布部門:** 工業情報化部・国家発展改革委員会・科学技術部・財政部・自然資源部・生態環境部・商務部・国家税務局

**文書番号:** 工信部聯節[2022]9号

**公布日:** 2022年1月27日

**施行日:** -

**概要等:** 産業を跨ぐ協同利用を強化する。産業間の協力を強化し、石炭採掘、冶金、建材、石油化学工業等の産業の協同・連結発展を促進し、固体廃棄物資源の産業を跨ぐ協同利用を促進する。条件を有する地区が「廃棄物ゼロ都市」建設を展開し、条件を有する工業園區と企業が「廃棄物ゼロ工業園區」及び「廃棄物ゼロ企業」を創設し、固体廃棄物の地区内、園區内及び工場区内での協同循環利用を推進し、固体廃棄物の現地資源化効率を高めることを奨励する。

**法令名:** クルマのインターネットのネットワーク安全及びデータ安全標準体系建設ガイドラインの印刷発布に関する工業情報化部弁公庁の通知

**公布部門:** 工業情報化部弁公庁

**文書番号:** 工信庁科[2022]5号

**公布日:** 2022年1月25日

**施行日:** -

**概要等:** 国際標準化機構との交流及び協力を強化し、国際電気通信連合 (ITU)、国際標準化機構 (ISO)、国際電気標準会議 (IEC)、国連自動車基準調和世界フォーラム (UN/WP29) 等の国際標準化活動に積極的に参与し、グローバル産業チェーンの川上・川下企業と協力して国際標準の研究開発を共同で推進する。

**法令名:** 「市場主体登記文書規範」及び「市場主体登記提出資料規範」の印刷発布に関する市場監督管理総局の通知

**公布部門:** 国家市場監督管理総局

**文書番号:** 国市監注発[2022]24号

**公布日:** 2022年2月28日

**施行日:** -

**概要等:** 2022年3月1日から統一される「文書規範」及び「資料規範」を使用して各種登記又は備案業務を取り扱う。市場監督管理総局の関連文書の規定がこの通知と一致しない場合には、この通知を基準とする。

**法令名:** 政務サービスの標準化・規範化・利便化の推進を加速させることに関する國務院の指導意見

**公布部門:** 國務院

**文書番号:** 国発[2022]5号

**公布日:** 2022年2月7日

**施行日:** -

**概要等:** 2022年末までに、国、省、市、県及び郷の5つの級の政務サービスの能力及び水準は、著しく向上する。政務サービスセンター総合窓口において全面的に網羅され、全国一体化政務サービスプラットフォームが全面的に建設され、「一網通弁 (オンライン一括処理)」サービスの能力は著しく強化され、企業及び大衆がよく手続する政務サービスの事項は「省を跨ぐ事務処理」を実現する。2025年末までに、政務サービスの標準化、規範化及び利便化レベルは大幅に向上し、高頻度政務サービス事項については、全国無差別受理及び同基準処理を実現する。

**法令名:** 銀行保険機構により保障性賃貸住宅の発展を支援することに関する中国銀保监会及び住宅都市農村建設部の指導意見

**公布部門:** 中国銀保监会・住宅都市農村建設部

**文書番号:** 銀保監規[2022]5号

**公布日:** 2022年2月16日

**施行日:** -

**概要等:** 商業銀行は、金融資源を最適化・統合し、保障性賃貸住宅の開発建設、購入、内装改造、運営管理、取引決済等のサービスニーズに積極的に対応し、専門化され、多元化された金融サービスを提供する必要がある。農村中小金融機構は、農村基層自治組織、合作社との良好な合作の歴史があるという優位性を十分に発揮し、集団経営性建設用地を利用して保障性賃貸住宅プロジェクトの建設を優先的に支援する必要がある。

# バックナンバーのご紹介

下記以外にも2015年度以降の全号を、弊行ホームページでご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>



スマートフォンから  
ご覧いただけます



2021年度 第4号



2021年度 第3号



2021年度 第2号



2021年度 第1号



2020年度 第4号



2020年度 第3号



2020年度 第2号



2020年度 第1号

## JBIC 中国レポート

株式会社国際協力銀行 北京代表処

中華人民共和国 北京市建国門外大街2号 銀泰中心C座 2102号

TEL: +86-10-6505-8989 FAX: +86-10-6505-3829

E-MAIL: yyybjg@jbic.go.jp

本レポートは株式会社国際協力銀行 北京代表処が日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立つような経済、投資、金融、税制にかかわる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本誌に記載されている記事などの内容や意見は、執筆者個人に属し、国際協力銀行の公式意見を示すものではありません。当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。

